

令和 7 年 1 月 24 日

第 5 回環境審議会

資料 3

立川市第3次環境基本計画 素案

令和7(2025)年度～令和 16(2034)年度



令和7(2025)年1月

立川市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景・目的	2
第2節 計画の基本的事項	3
第3節 立川市の概況	5
第2章 計画策定の方向性	9
第1節 環境をめぐる社会の動き	10
第2節 立川市第2次環境基本計画の検証	12
第3節 計画策定に向けた視点・課題	17
第3章 目指すべき環境像	23
第1節 目指すべき環境像	24
第2節 基本目標	27
第3節 計画の体系	33
第4章 環境施策	35
第1節 環境施策の体系	36
第2節 環境施策	38
基本目標1 脱炭素社会の実現	38
基本目標2 資源循環型社会の実現	49
基本目標3 自然共生社会の実現	53
基本目標4 健全な生活環境の実現	58
基本目標5 環境施策の基盤づくり	63
第5章 計画の進行管理	69
第1節 計画の推進体制	70
第2節 計画の進行管理	72
資料編	73
1 立川環境審議会	74
2 市民参加	76
3 第2次環境基本計画の指標の推移	81
4 成果指標の考え方	86
5 立川市環境基本条例	88
6 用語解説	92

※ 本文中*の付いた語句は、用語解説に解説を記載しています。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

第2節 計画の基本的事項

第3節 立川市の概況

第1節 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の背景

本市では、立川市環境基本条例に基づき、平成27（2015）年に「立川市第2次環境基本計画*」（以下「前計画」という。）を策定し、その後、「パリ協定*」や「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の採択、気候変動適応法*の制定などの社会変化に対応するため、令和2（2020）年に「立川市第2次環境基本計画（改定）」を策定し、『人と自然を育み 住みやすさを創るまち』の実現に向け、環境政策を推進してきました。

この間、本市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や東京都などの政策は大きく変化しています。

世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラル*への対応や気候変動への適応、食品ロス*や循環型社会*、生物多様性*の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

前計画の計画期間の満了に伴い、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するため、今回、計画の見直しを行い、「立川市第3次環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1-2 計画策定の目的

本計画は、立川市環境基本条例第7条に基づき、同条例第3条の基本理念の実現に向け、環境に関する本市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

また、2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、資源循環への対応などの新たな環境課題や社会情勢の変化に対応した計画とします。

■立川市環境基本条例第3条（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。

第2節 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画」に掲げる未来ビジョンを環境面から実現するため、立川市環境基本条例に基づき策定する本市の環境行政の基礎となる計画です。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律*第21条に基づく「立川市地球温暖化*対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「立川市気候変動適応計画」を包含しています。

◆立川市第3次環境基本計画の位置づけ

立川市第5次長期総合計画（令和7（2025）年度～令和16（2034）年度）

未来ビジョン：魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川
～新風を吹き込み 美風を守る～

前期基本計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

政策：環境

施策：持続可能な環境の保全

施策：持続可能な資源循環の実現

施策：廃棄物の適正処理の促進

環境基本法*、地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法、生物多様性基本法*などの国の関連法令、東京都条例

国：環境基本計画、地球温暖化対策計画*、気候変動適応計画、生物多様性国家戦略、国土強靭化基本計画など

東京都：東京都環境基本計画、ゼロエミッション*東京戦略、東京都生物多様性地域戦略など

個別計画

立川市第3次環境基本計画
立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
立川市気候変動適応計画

（令和7（2025）年度～令和16（2034）年度）

立川市第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画

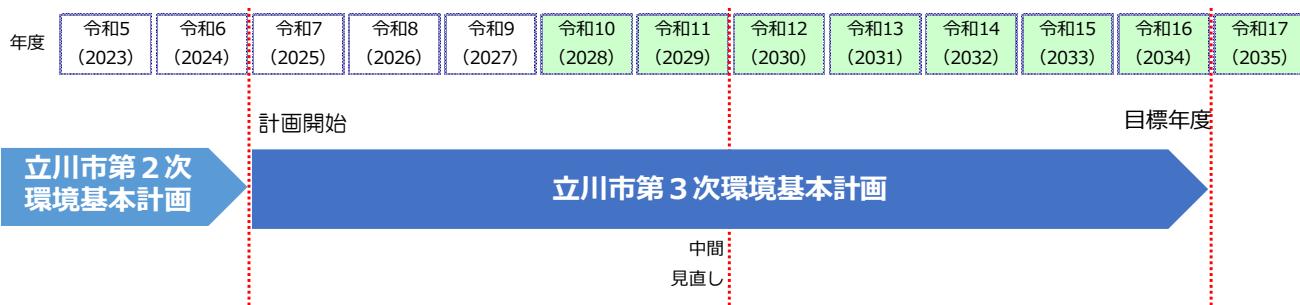
立川市緑の基本計画

2-2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和16（2034）年度を目標年度とする10年間とします。

令和11（2029）年度には、本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

なお、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

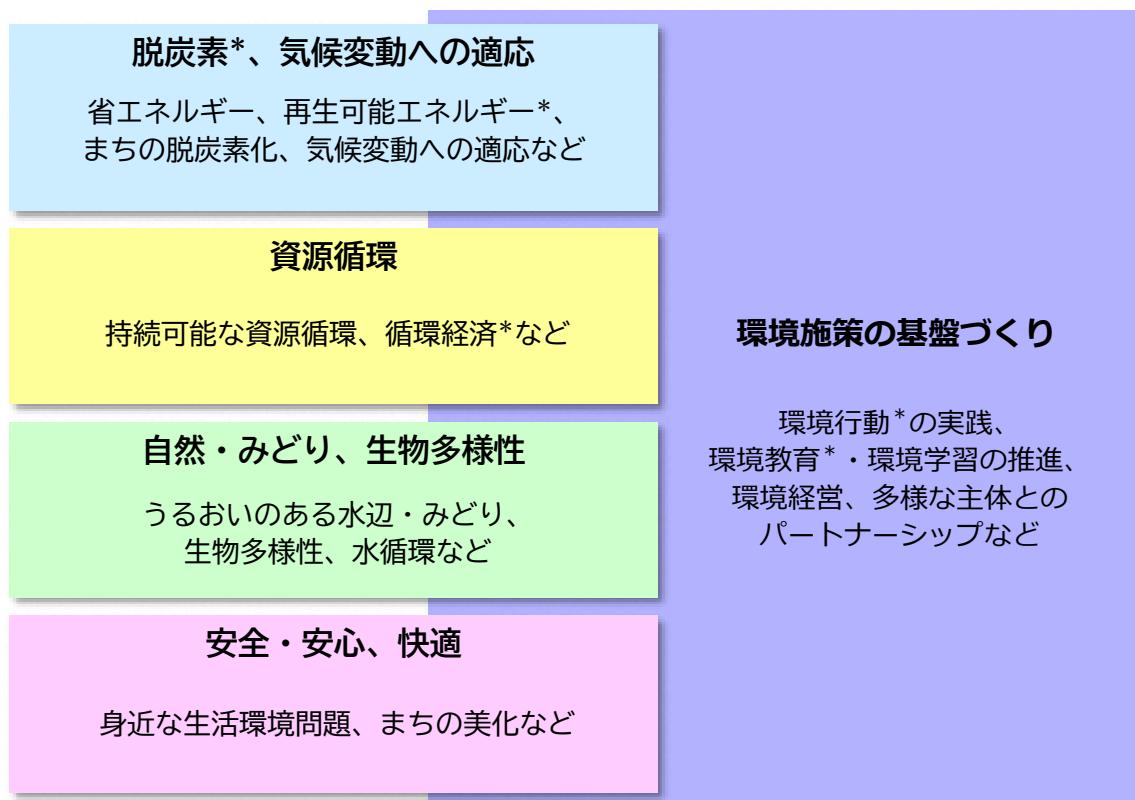


2-3 計画の範囲

本計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視点で捉え、本市の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

対象とする地域は立川市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や東京都、他の地方公共団体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

◆立川市第3次環境基本計画の対象範囲



第3節 立川市の概況

3-1 位置・地勢

本市は、東京都のほぼ中央、西よりにあつて都心から概ね40km圏、東京駅からJR中央線で約50分の位置にあります。

本市の面積は24.36km²で、市域の南側には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、概ね平坦な傾斜の少ない地形を構成しており、市全域が都市計画区域に指定されています。

JR立川駅周辺は商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地などがあります。市域の北部は都市農業や武蔵野の雑木林など、緑豊かな地域を形成しています。

市内にはJR中央線・南武線・青梅線、西武拝島線の東西方向を結ぶ鉄道と、南北方向の重要な交通である多摩モノレールが通り、多摩地域の交通の要衝となっています。

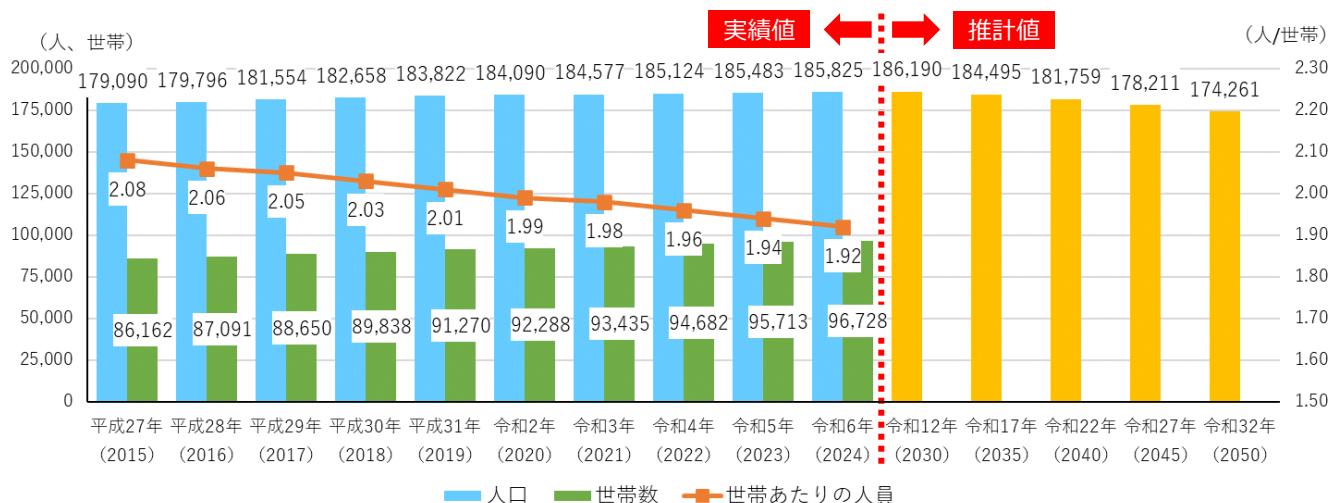


3-2 人口・世帯数の推移

令和6年1月1日現在、本市の人口は185,825人、世帯数は96,728世帯となっており、いずれも増加傾向で推移しています。一方、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成27年の2.08人/世帯から令和6年には1.92人/世帯まで減少しています。

立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査においては、令和12(2030)年をピークに本市の総人口は減少局面に転じると見込まれており、令和32(2050)年には174,261人まで減少すると予測しています。

◆人口・世帯数の推移



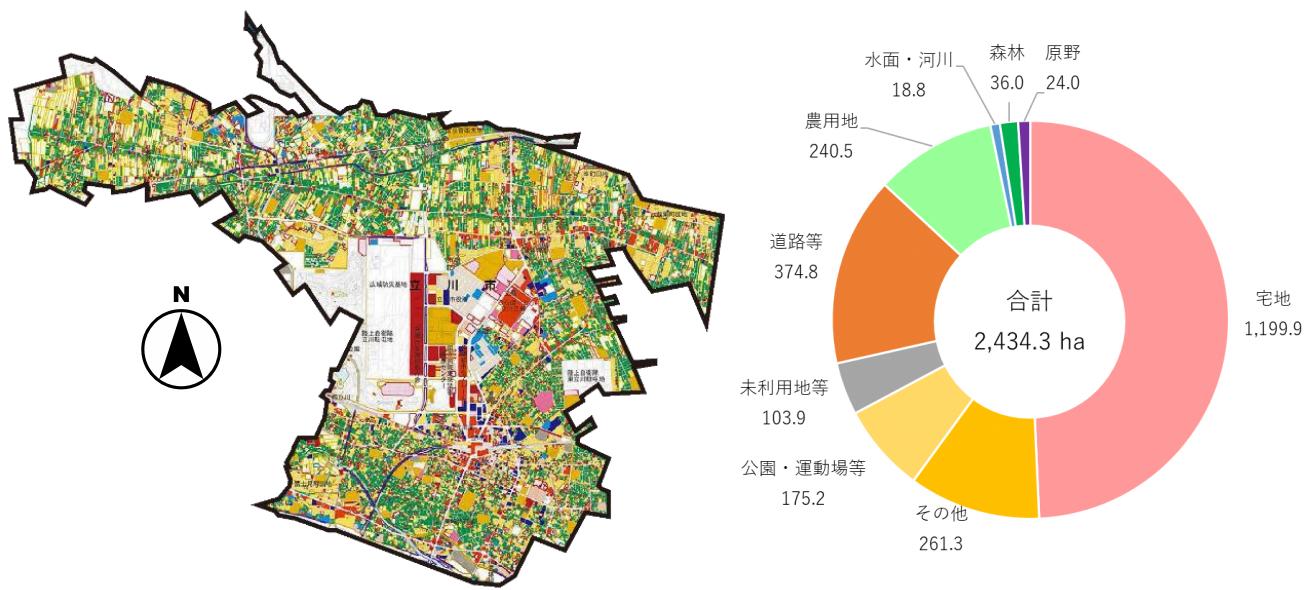
資料：統計年報、立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書（立川市）

3-3 土地利用の状況

本市の土地利用は、JR立川駅を中心とした商業・業務等の都市機能の集積や公共交通の利便性を背景に宅地化が進んでおり、令和4（2022）年現在、宅地が市全域の約50%を占めています。

また、市域北部の五日市街道周辺には、農地が広がっていますが、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に減少傾向にあり、農地は市全域の約10%となっています。

◆土地利用の状況（令和4（2022）年）



資料：東京の土地利用（東京都）

3-4 自然環境の概要

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、玉川上水などとともに特徴的な郷土景観を形成しています。

市の中央部西側には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しているほか、良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。

3-5 産業の概要

本市は、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、商業や業務などの集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

令和3（2021）年現在における市内の事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などとなっており、就業の場を提供する等の役割を担っています。JR立川駅周辺にはホテルやデパートなどの多くの商業施設が立地し、令和2（2020）年にはサンサンロード沿いに複合商業施設が開業するなど、多摩地域の商業の中心としての存在感が高まっています。

また、市内北部には東西に走る五日市街道沿いを中心に農地が広がり、植木や野菜、果実、花き、畜産などの多様な農畜産物が生産されています。

◆事業所数・従業者数

産業分類	令和3（2021）年			
	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	7,692	100.0	115,163	100.0
第1次産業	11	0.1	81	0.1
A 農業、林業	11	0.1	81	0.1
第2次産業	892	11.6	12,012	10.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	4	0.0
D 建設業	642	8.3	6,741	5.9
E 製造業	248	3.2	5,267	4.6
第3次産業	6,789	88.3	103,070	89.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.2	665	0.6
G 情報通信業	214	2.8	5,776	5.0
H 運輸業、郵便業	140	1.8	4,864	4.2
I 卸売業、小売業	1,898	24.7	22,348	19.4
J 金融業、保険業	203	2.6	5,078	4.4
K 不動産業、物品賃貸業	689	9.0	5,699	4.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	494	6.4	4,902	4.3
M 宿泊業、飲食サービス業	960	12.5	10,977	9.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	595	7.7	4,300	3.7
O 教育、学習支援業	281	3.7	3,647	3.2
P 医療、福祉	714	9.3	13,575	11.8
Q 複合サービス事業	22	0.3	239	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	565	7.3	21,000	18.2

※公務を除く

資料：経済センサス（経済産業省）より立川市作成

3-6 交通の概要

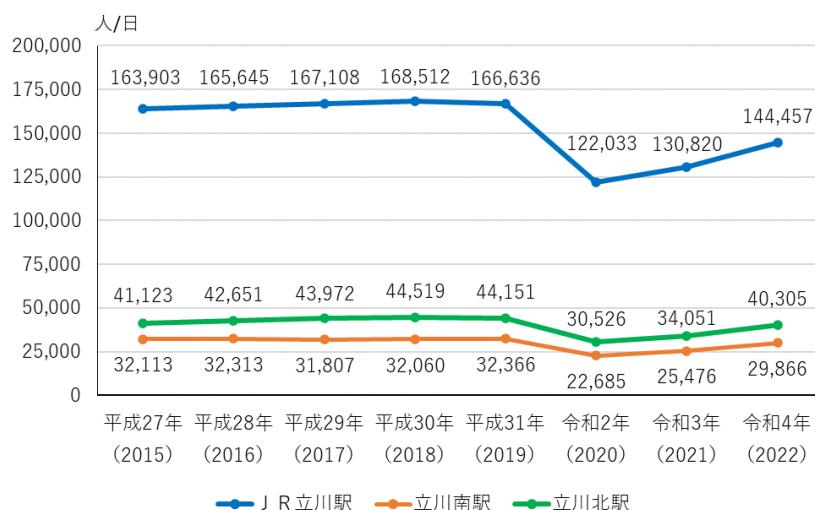
公共交通として、市域中央には東京都の東西を結ぶJR中央線が走り、立川駅にはJR青梅線、JR南武線が乗り入れているほか、多摩モノレールが多摩センター駅から立川南・立川北駅を経由して上北台駅へ達し、立川駅は多摩地域の交通の要衝となっています。

また、北部には西武拝島線が通り、バス路線も網の目のように近隣市との間を結んでいます。

さらに、交通不便地域を補完する市民バス「くるりんバス」が、市内2ルート2支線で運行しています。

道路交通網においては、JR立川駅周辺の幹線道路の整備は進んでいますが、広域的なネットワークを形成する幹線道路の整備が遅れており、市内各所で渋滞や既成住宅地への通過交通の進入が見られます。

◆市内主要駅の1日当たり乗降客数の推移



資料：東日本旅客鉄道（株）、多摩都市モノレール（株）

第2章 計画策定の方向性

第1節 環境をめぐる社会の動き

第2節 立川市第2次環境基本計画の検証

第3節 計画策定に向けた視点・課題

第1節 環境をめぐる社会の動き

前計画の期間における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

国の動向

東京都の動向

環境全般

●持続可能な開発目標（SDGs）*

平成 27（2015）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

●第六次環境基本計画

令和 6（2024）年 5 月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質*」の実現が掲げられました。現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対して、「地域循環共生圏*」の構築や、「脱炭素（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ*）」の施策の統合・シナジー化等の施策が展開されています。

●東京都環境基本計画 2022

令和 4（2022）年 9 月に策定され、「未来を拓くグリーンでレジリエント*な世界都市・東京」を目指す姿に掲げ、「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を戦略の柱として施策が展開されています。

気候変動

●パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に採択され、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス*削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどが規定されました。

●グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月「COP*26」にて、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすることなどが合意されました。

●2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和 3（2021）年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46% 削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同時に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、気候変動適応計画も改定されました。

●ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月に策定され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた東京都のビジョンと具体的な取組・コードマップがまとめられています。

重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しています。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。

令和元（2019）年5月に開催された第14回締約国会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20 大阪サミット」にて、海洋プラスチック*ごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第四次循環型社会形成推進基本計画

●食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元（2019）年5月に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定され、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が制定されました。

●東京都資源循環・廃棄物処理計画

令和3（2021）年9月に策定され、プラスチックごみや食品ロスなどの資源ロスの削減、またサーキュラーエコノミーに向けた枠組みの検討が重点戦略として掲げられています。

生物多様性

●昆明・モントリオール生物多様性枠組

「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月に採択されました。生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標*」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化などが目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30

令和4（2022）年4月に「30 by 30 ロードマップ」が策定され、令和5（2023）年4月から、自然保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域を自然共生サイトに認定する制度が創設されています。

令和5（2023）年3月には、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて「30by30目標」の達成等の取組による生態系*の健全性の回復を含む5つの基本戦略が掲げられています。

●東京都生物多様性地域戦略

令和5（2023）年4月に策定され、2030年度目標としてネイチャーポジティブを掲げ、生物多様性の保全・回復、都民生活向上への自然機能の活用、生物多様性の価値の認識と行動が基本戦略として掲げられています。

第2節 立川市第2次環境基本計画の検証

本計画の策定にあたり、前計画で掲げている4つの基本方針と2つの基盤的取組に関する基本方針に対し、事業等の見直しの必要性について把握することを目的に、総合的な評価を行いました。

検証結果の概要は、次のとおりです。

◆立川市第2次環境基本計画の基本方針における進捗状況と総評

基本方針1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

- 目標：市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。
- 取組の方向性（1）健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全
(2) 環境負荷*の少ない交通環境の整備
(3) 心地よく生活できる街並みづくり
(4) 環境に関するマナー・モラルの向上

進捗状況

○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組を実施しており、大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準*をほぼ達成しています。

○健全な水循環の保全の一環として雨水対策を着実に推進しています。

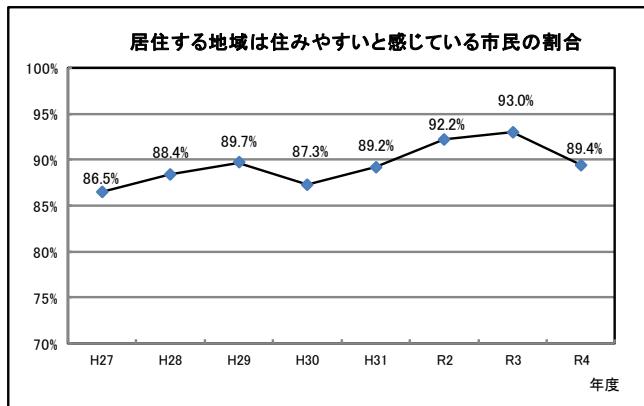
○立川市の環境についての市民アンケート調査（以下「市民アンケート」という。）による満足度では、「河川・用水・湧水等の水辺との親しみやすさ」「電車、バス、モノレール等の交通の便のよさ」が上昇しており、関連する取組指標の達成率も比較的高い状況です。

○道路の美化活動を援助するロードソポーターの活動実績団体数は、一定の水準で推移しています。

○「空気のきれいさ」「住まいのまわりの清潔さ」については、市民アンケートでは満足度が減少しています。

○地域猫活動の登録団体数については、構成員の高齢化などの課題から減少傾向にあります。

◆指標の推移



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 気候変動の影響に伴う降水量の変化も踏まえ、実態把握や健全な水循環の確保を継続することが重要です。
- 市民アンケート結果から、「まちの美化」に対する市民の関心が高いことがわかっており、引き続き、まちの美化の推進に向けた積極的な取組が求められています。
- 地域猫活動の推進については、今後の事業方針について、実態に即した指標の設定を含めて検討が必要です。

基本方針2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

- 目標：水と緑、生きものが身近にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。
- 取組の方向性
 - (1) 守り育んできた水辺と緑地の保全
 - (2) 新たな水辺と緑地の創出
 - (3) 生きものの多様性の確保
 - (4) 水や緑とともに歴史・文化にふれあえる環境の確保

進捗状況

○市民参加の生きもの調査の実施、生物保全対策、公園・緑地、水辺などの整備、まちなか緑化などの取組を実施しています。水辺と緑地の保全について、ボランティアとの協働体制が整っており、市民アンケートにおいても満足度・向上度ともに良好な状態を保てています。

○水辺と緑地の創出について、開発行為等に伴う公園整備により公園面積が微増しています。

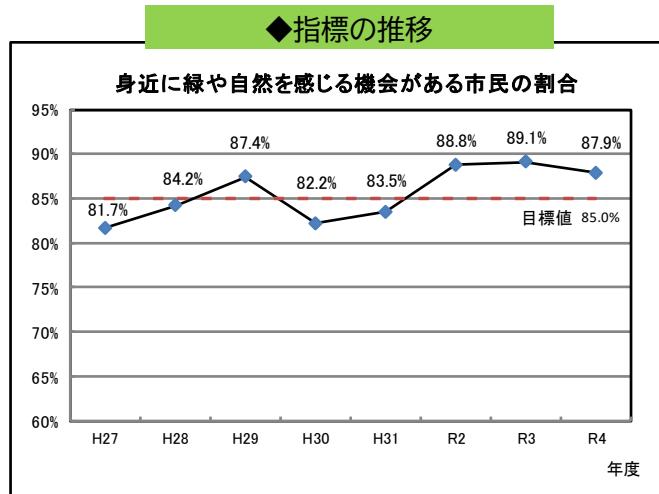
○生きものの多様性の保全について、「立川いきものデータベース」のデータ数が蓄積されており、生物多様性の普及啓発に貢献しています。

○成果指標の「身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合」や「公園や都市農地（生産緑地）の面積」「自然観察会等の開催回数」などの取組指標については、概ね目標を達成しています。

○「川や水路の水のきれいさ」を除き、「生きものとの親しみやすさ」「雑木林等の自然の豊かさ」「公園・緑道・遊歩道との親しみやすさ」など、全ての項目で市民の満足度が上昇しています。

○緑の保全を目的とした公有地化や所有者の意向により、保護樹林地面積、保存樹木数が減少しています。

総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し



■身近な自然にふれあえる空間や、様々な生物の生息場所などの整備の質についても配慮することが求められています。

■「立川いきものデータベース」の蓄積したデータの活用を検討する必要があります。

■保護樹林地・保存樹木制度の周知を行っていく必要があります。

基本方針3 ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

- 目標：本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。
- 取組の方向性（1）ごみ減量の推進
（2）資源の有効利用
（3）安定したごみ処理

進捗状況

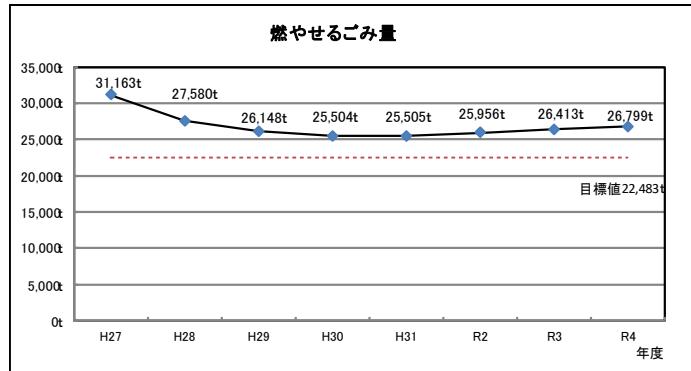
○ごみ減量情報誌の発刊やごみ分別アプリの配信、環境フェア等のイベントを通じて積極的な意識啓発を実施しています。

○地域の協力を得て生ごみ分別・資源化事業を実施しています。

○ごみ減量の推進について、市民アンケートによる満足度評価は高く、新型コロナウイルス感染症*の影響により一時増加していた家庭ごみ排出量も減少傾向に転じていますが、人口増加等により、成果指標である「燃やせるごみ量」、取組指標である「家庭ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」とともに未達成となっています。

○市民アンケート結果においては、「生ごみはよく水を切って出す」などの取組の実施率が低下しています。

◆指標の推移



総評：目標を達成しておらず、事業内容等を再検証

- 市民アンケート結果から市民のごみ減量行動における実施率が低下しており、分別の徹底やリサイクル促進など、啓発方法の見直し・強化が必要です。
- 社会問題となっているプラスチックごみや食品ロス等の取組を強化していくことが求められています。
- 令和4（2022）年度よりごみの受け入れを開始したクリーンセンターを含め施設においては、ごみの安定した適正処理が引き続き求められています。

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

- 目標：日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します。
- 取組の方向性
 - (1) 省エネルギー対策の推進
 - (2) 再生可能エネルギー等の導入推進
 - (3) 低炭素まちづくりの推進

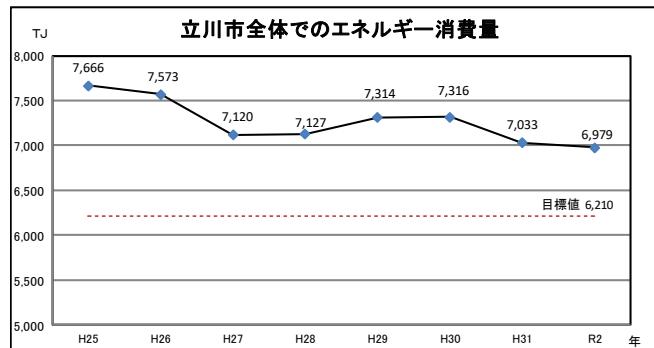
進捗状況

○省エネ行動の周知・啓発活動、省エネ機器等の導入支援などの取組を実施しています。

○市民アンケートでは、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの活用された暮らしの実現について、満足度・向上度ともに芳しくない結果となっています。

○公共施設における温室効果ガス排出量は目標を達成していますが、改修から再編による建替えに考え方を見直したことにより、改修を前提としていた公共施設への再生可能エネルギーの導入施設数が目標未達成となっています。

◆指標の推移



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、地球温暖化対策の充実・強化を図る必要があります。
- 再生可能エネルギー等の導入推進について、市民を対象とした支援策の検討が必要です。
- まち全体が二酸化炭素の排出が少ない構造となるように、エネルギーを効率的に利用できる環境整備を行っていく必要があります。

基盤的取組に関する基本方針1 良好的な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します

- 目標：多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します。
- 取組の方向性
 - (1) 環境学習機会の拡充
 - (2) 環境配慮行動の実践
 - (3) 誰もが参加できる協働の推進

進捗状況

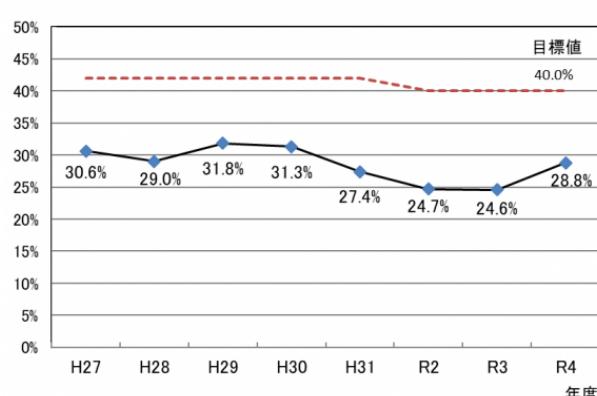
○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、環境学習講座の開催などを実施しています。

○「目指そう！エコなまち」などの協働プロジェクトについては、各関連団体と連携し、一定の成果が出ています。

○環境学習機会の拡充や協働の推進について、目標を達成できておらず、市民アンケートによる満足度も低い状況となっています。

◆取組指標の推移

地域の活動に参加している市民の割合



総評：目標を達成しておらず、事業内容等を再検証

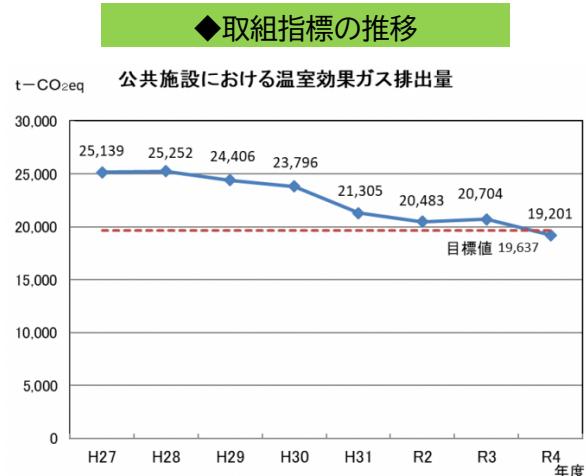
- 環境学習機会の拡充や協働の推進について、目標を達成できておらず、市民アンケートによる満足度も低い状況であることから、計画の方向性や指標設定の適正化について、再検討が必要です。
- 協働プロジェクトについては、各関連団体と連携し、一定の成果が出ていることから、今後も継続的に連携を強めていくことが必要です。

基盤的取組に関する基本方針2 市が率先して環境に関する取組を進めます

- 目標：市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。

進捗状況

- 公共施設における温室効果ガス排出量の削減についても目標より高く達成できています。



総評：概ね目標を達成しているが、一部の事業内容等を見直し

- 今後も市が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を示す必要があります。
- 計画改定時からの地球温暖化対策をめぐる社会動向は大きく変化しており、より柔軟に対応していくための体制整備も含めて、検討する必要があります。

第3節 計画策定に向けた視点・課題

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、前計画の総合的な評価などを踏まえ、以下に示す視点等を具体化した計画として策定しました。

3-1 策定に向けた視点

●環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

国第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む考え方方が盛り込まれ、さらに第六次環境基本計画において、この考え方の「高度化」を図り、持続可能な社会の実現を目指すことが明示されています。

環境対策は、温室効果ガスの排出量削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化など、地域の経済や社会などの様々な課題解決にもつながります。

本市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境にやさしいまちづくりを目指した環境施策の実施が、社会や地域経済の活性化につながることを、府内、市民や事業者等の各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図る必要があります。

●2050年カーボンニュートラルの実現

本市においても、市の「経営戦略2025」において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、立川市地域脱炭素ロードマップを目標に二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減に係る取組の充実を明示していることから、本計画においても、国の中期目標年度である令和12（2030）年までを取組の加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があります。

●気候変動への適応

令和元（2019）年の台風19号による日野橋の一部損壊や道路冠水など、本市においても自然災害の被害に見舞われています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症の被害が増加しています。

顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの本市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。防災・減災につながるグリーンインフラ*や災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギーなど、これらを有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちとなるような方向性を盛り込む必要があります。

3-2 分野別の検討課題

本計画の策定において各分野における検討課題を以下に示します。

1) 気候変動に関する課題

① エネルギー消費量削減の取組の一層の拡充

本市から排出される二酸化炭素排出量は、平成25（2013）年度以降減少傾向で推移しており、令和3（2021）年度は、642千t-CO₂^{※1}となっています。

これまで、家庭・事業所における省エネ行動の促進などに取り組んできたことにより、省エネ行動が日常的な取組として定着してきたものの、「まだ知らない省エネ行動が多い」という声も見受けられることから、省エネ行動をさらに普及していく必要があります。

また、従来の省エネ行動だけでは、カーボンニュートラルの達成には限界があることから、家電製品の買い替え時には、エネルギー利用効率の高い機器への更新を促すことや、断熱などの建物の省エネ化を図るとともに、ZEH*、ZEB*化などによりエネルギー消費量の削減効果の大きい取組についても普及・啓発に努めるほか、行政が率先して取り組んでいく必要があります。

※1 立川市における部門別二酸化炭素排出量の推移より引用（オール東京 62市 区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

② 再生可能エネルギーの導入の加速

本市では、令和3（2021）年度までに12,172kW^{※2}の太陽光発電設備が導入されており、発電量で14,957MWh^{※2}、立川市域の電気使用量に対する割合（対消費電力固定価格買取制度（FIT）*導入比）の1.5%となっています。

本市の再生可能エネルギーで導入ポテンシャルが高いのは、太陽光、太陽熱、地中熱となっており、太陽光発電については、建物系と土地系をあわせて492MW^{※2}、発電量にして666,506MWh/年^{※2}のポテンシャルがあるとされています。令和2（2020）年度の市域の電気使用量は994,755MWh^{※2}であり、太陽光発電で市域の電力を半分以上賄えるほどのポテンシャルがあることから、更なる導入拡大を図り、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していくことが求められます。

一方で、太陽光発電の導入については、導入メリットがわかりにくいことや、2050年カーボンニュートラルの実現といった目標が身近に感じられず、普及の妨げとなっていることが見受けられます。導入メリットなどを明確に提示しながら導入を促進することが求められています。

また、再生可能エネルギーの域内での消費を促すために、太陽光発電設備の設置の際に蓄電池システムと併用していくことが重要です。自家消費が可能となるだけでなく、災害時における自立型の緊急用電源ともなることから、災害への備えとしても活用していくことが考えられます。

※2 出典：自治体排出量カルテ・環境省

③ 脱炭素型まちづくりの推進

本市では、交通の便のよさにおける満足度は良好で、これまでの交通環境に対する事業評価も高い状況と言えます。この機運を生かして、脱炭素に向けた10年後の本市のイメージを

市民や事業者と共有すべく、移動に伴う温室効果ガスの排出量削減も見込んだ継続的な公共交通の整備、歩行環境や自転車利用に関する利便性の向上、充電・充填スタンド等のインフラ整備、電気自動車や燃料電池自動車の普及促進など、積極的な検討が求められています。

また、既存建築物を含めた徹底した省エネルギー対策やAEMS(エリア・エネルギー・マネジメント・システム)の導入などにより、まち全体のエネルギーを効率的に利用できる環境整備を推進するなど、脱炭素型まちづくりの推進が新たなビジネスの創設にもつながるしくみを提示していく必要があります。

④ 気候変動に対する適応策*の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策*」について取組を進めており、今後は気候変動の影響に備える「適応策」への対応もより必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響なども想定されていることから、本市の気候変動の影響評価を行ったうえで、市で対応が必要な適応策を洗い出し、防災、健康、農業などの他分野とも連携しながら取組を推進していく必要があります。

特に深刻化する自然災害等から市民の命と安全・安心な生活を守るため、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策やマイ・タイムライン*などの市民の災害への備えに対する更なる普及・啓発、さらには災害時でも自立した電源の確保のための自立・分散型エネルギーシステムの導入など、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していく必要があります。

2) 循環型社会に関する課題

① ごみの減量化・資源化の取組の継続的な推進

本市では、ごみ減量情報誌の発刊やごみ分別アプリの配信、環境フェア等のイベントを通じて積極的な意識啓発を実施するとともに、地域の協力を得て生ごみ分別・資源化事業を行い、ごみの減量化、資源化に向けた取組を継続的に行ってています。

新型コロナウィルス感染症の影響により一時的に増加傾向となっていた家庭ごみ排出量は減少傾向に転じましたが、更なる減量を目指し、分別の徹底やリサイクル促進など、今後も継続的な啓発を続ける必要があります。また、地球温暖化対策や2050年カーボンニュートラルの実現の観点からも、着実なごみ減量が求められています。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」の削減に向けて、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。食品ロス削減のためには、「買すぎない」「作りすぎない」「食べきる」ことが重要であり、本市でも、小売店等の協力のもと「てまえどりポップ」による掲示や食べきりキャンペーンの実施、3切り運動の推進等による啓発活動を行っており、引き続き取組が必要です。

なお、事業系の食品ロス削減に関して、国が定めた平成12（2000）年度比で令和12（2030）

年度までに半減させる目標は、食品事業者の取組が着実に進められてきたこともあり、令和4（2022）年に達成しています。

さらなる食品ロスの削減に向けて、本市においても、「食べきり協力店」の登録促進やフードバンク・フードドライブ*の機会創出といった普及啓発の取組が求められています。

③ プラスチックごみの削減

まちなかにポイ捨てや不法投棄されたプラスチックは、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ出てしまいます。海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在し、さらに少なくとも毎年800万tのプラスチックごみが新たに流入していると推定されています。これらは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

令和4（2022）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチックの資源循環に向けて取り組むことが求められています。本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減について関心の高まりがうかがえることから、分別の徹底や質の高いリサイクルの推進、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチックの再資源化など、取組の強化が必要となっています。

④ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害や天然資源の枯渇など、様々な環境問題につながることがわかっています。しかしながら、資源・エネルギー・食糧需要の増大、また廃棄物発生量の増加が、世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっており、国の第六次環境基本計画においても、重要性が高い課題となっております。

本市においても、10年後の姿を思い描く上で、「ごみ」「捨てる」といった言葉や概念がなくなる社会を目指していく必要があるとの声も踏まえ、国・東京都の動向を注視しながら民間活力を活用するなど、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していくために、計画の方向性として示していく必要があります。また、環境等に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入するエシカル消費*の普及・啓発や、不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみにしないしくみづくりへの転換が求められています。加えて、クリンセンターが単なる廃棄物処理施設ではなく、本市において、資源循環型社会の形成を目指すうえでの拠点となるよう、必要な情報発信や市民参画の取組が求められています。

3) 自然・みどり・生物多様性に関する課題

① 生物多様性の保全と理解の促進

国の第六次環境基本計画ではカーボンニュートラル、循環経済（サーキュラーエコノミー）に続いて、自然再興（ネイチャーポジティブ）の3つを同時達成することを掲げており、生物多様性の保全は重要性が非常に高くなっています。

今後も市内の生物多様性の保全に向けて、貴重な種や在来の生きものの生息環境の保全、外来生物対策を進めていく必要があります。また、身近に自然環境とふれあえる場や機会を増やし、生物多様性の大切さを市民に広く周知し、みんなで守っていく機運を高める必要が

あります。さらに、国が掲げる「30by30目標」の実現に向けた施策動向に注視するとともに、自然共生サイトの周知、登録推進等を視野に入れた取組を検討することが求められています。

② まとまったみどりの保全とまちなかのみどりの創出

みどりは多面的機能を持っており、生きものの生息環境となっているだけでなく、水源の涵養*、水害や土砂災害等の防止、景観の保全等のほか、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する機能も持っています。

また、身近なみどりは、市民に親しみをもたらすとともに、木陰の提供やレクリエーションの場の提供など、市民の様々な生活の質（QOL*）の向上にも貢献しています。

本市の保存樹木数や都市農地は減少傾向にありますが、グリーンインフラの視点などから改めてみどりの大切さを認識し、保護樹林地や東京都保全地域である玉川上水や立川崖線なども含めてまとまったみどりの保全に努めるとともに、市民・事業者・行政の協働により、まちなかのみどりの創出に向けた取組を実施していく必要があります。

③ 水辺の保全と健全な水循環の確保

本市は、多摩川とその支流となる河川のほか、玉川上水などが流れ、豊かな水辺の空間として、市民に憩いの場を提供しています。

これらの美しい水辺を10年先も守り引き継ぐため、引き続き、市民・事業者・行政が協働して、水辺の保全・再生に向けた取組を進めるとともに、水辺と親しむ機会を創出していくことが必要です。

また、健全な水循環を確保するため、本市では揚水量、湧水量の調査を実施しています。湧水の保護や回復にあたっては、緑化や透水性舗装のほか、雨水浸透設備等の設置など、地下への雨水浸透を促進していく必要があります。また、雨水の地下浸透は、都市型水害の予防にもなることから、災害に強い安全なまちづくりの視点でも取り組んでいくことが必要です。

4) 安全・安心に関する課題

① 公害対策の継続的な実施等による市民の安全・安心の確保

大気、水質、自動車騒音、振動、ダイオキシン類について、東京都や市による監視を定期的に行ってています。前述の総合評価にあるとおり、概ね良好な環境状態が保たれていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

また、近年では、PFAS*の問題が注目され、市民の不安材料となっており、国において水質の基準等の検討を行っています。このような問題に対しては、国や東京都の動向に注視するとともに、市所有井戸、一部の民間井戸を対象にした環境モニタリングとしての水質の独自調査の実施などにより、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。

② 喫煙等のマナー向上、まちの美化の推進

まちの美化については、前述の総合評価にあるとおり、市民の関心度も高く、引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を行っていくほか、地域の美化活動への

協働・参画を促すしくみを強化していく必要があります。特に、地域猫活動の推進については、構成員の高齢化により活動できる人材が減少しており、事業の見直しの検討が必要と考えられます。

5) 環境教育・学習、情報発信に関する課題

① 多様な世代に向けた環境教育・環境学習の推進

本市では、環境への理解を深めるとともに、自発的な活動の推進や人材の育成を目的とした環境学習講座の実施や環境学習体験の機会を提供しています。しかしながら、市民満足度や地域の活動に参加している割合は減少傾向にあり、より多くの人が環境行動を実践できるようにするため、多様な世代に向けた環境学習機会の提供が必要と考えられます。

特に、高校生や大学生などは、環境行動の継承者となる可能性も高く、学生が参加できる環境学習講座の充実などを図り、未来の担い手として育成していくことが必要です。高校や大学などとの連携による環境イベントの企画や、時間や場所を気にせず受講できる I C Tなどを活用したプログラム等の検討を行うなど、幅広い世代が学べる機会の創出が求められています。

② 事業者との協働体制の強化

S D G s の取組やパリ協定後の世界におけるカーボンニュートラルの実現に向けた動きを受け、事業者においてはサプライチェーン全体での地球温暖化対策や資源循環対策、生物多様性の保全など、様々な環境活動に取り組む必要性に迫られています。

また、日本国内でも地球温暖化対策の推進に関する法律の改正やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する法律等の新たな法整備が進められ、新しい法律のもと事業活動を進めていかなければなりません。

本市では、関連団体と連携して協働プロジェクトに取り組んでおり、今後も連携を強めるとともに、分野横断的な解決が見込めるしくみづくりの検討が求められています。

③ 環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるような P R をしていく必要があります。

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像

第2節 基本目標

第3節 計画の体系

第1節 目指すべき環境像

1-1 目指すべき環境像

立川市第5次長期総合計画の基本構想では、私たちが目指す未来の立川として未来ビジョンを掲げており、未来ビジョンの実現に向けて分野ごとに政策の目的と10年間の取組方針を定めています。その中で「環境」分野の目的は、「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」としています。

本計画は、立川市第5次長期総合計画の基本構想が掲げる未来ビジョンを環境面から実現するための個別計画としての位置づけであることから、政策の目的を10年後に実現を目指す環境像として定めます。

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

目指すべき環境像の位置づけ

立川市第5次長期総合計画基本構想

未来ビジョン…立川市が目指す10年後のまちの姿
魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川
～新風を吹き込み 美風を守る～

まちづくりコンセプト…未来ビジョン実現に向けたまちづくりの方向性

暮らしに安全と
やすらぎを

人もまちも
挑戦し続ける

連携と改革により
時代を切り拓く

政策方針…未来ビジョンを実現するための13分野の政策目的と10年間の取組方針

子ども・子育て
安心して子育てができ、子どもたちがのびのび成長できる環境を整えます

教育
子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

⋮

環境
生活環境を整え、循環型のまちをつくります=目指すべき環境像

1-2 目指すべき環境像達成に向けた成果指標

本市の掲げる環境像「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」を実現するため、本計画全体に通底する基本的な考え方を下記の通り示します。これを受けた基本目標、個別目標、アクションプランなどを定めることとします。

- 良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。
- 人々が安全・安心に暮らしあけられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営等に取り組みます。
- 都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうるおいのあるまちづくりを推進します。

この基本的な考え方は、4頁に示した本計画の対象範囲を幅広く包含したものです。

その中でも脱炭素社会の実現に向けた取組については、本市も国際社会を形成する一員として実現すべき地球規模の目標であり、そのためには、市民一人ひとりや事業者の日々の行動の積み重ねが必要不可欠です。さらに、脱炭素社会の実現に向けた取組は、資源循環や自然・みどり、生物多様性といった他の分野と相互に強い関連性を持つことから、環境全般にまたがった取組でもあります。

そこで、目指すべき環境像の成果指標として「市内の二酸化炭素排出量」を設定し、進捗管理を行うこととします。

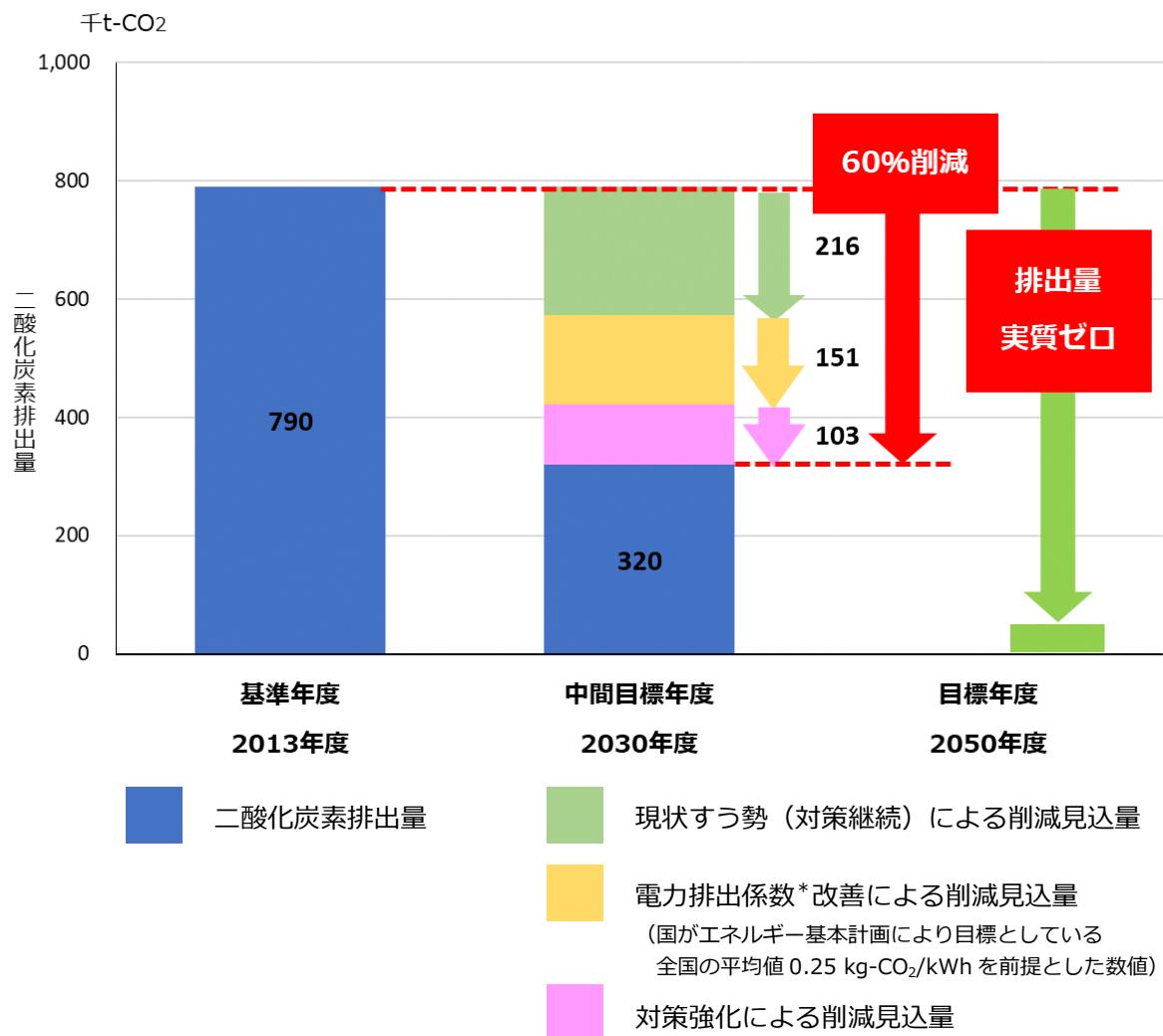
国はパリ協定に基づき「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減」とする目標を、東京都は「2030年度に2000年度比で二酸化炭素排出量を50%削減」とする目標を掲げています。本市においては、これらを参考として2030年度の目標値を設定しています。

また、本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和16(2034)年度の10年間であり、2050年度は計画期間外になりますが、基本的な考え方で示した「良好な地球環境を次の世代に引き継ぐ」ために、計画期間の先を見据えた取組が必要なことから2050年度の目標値も示しています。

目指すべき環境像達成に向けた成果指標

2030年度までに2013年度比で
市内の二酸化炭素排出量を60%削減する

成果指標	基準年度 (2013年度)	中間目標年度 (2030年度)	目標年度 (2050年度)
市内の二酸化炭素排出量	790千t-CO ₂	320千t-CO ₂	0t-CO ₂ (排出量実質ゼロ)



第2節 基本目標

本市が目指すべき環境像「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」の実現に向けて、本計画の目標年度である令和16（2034）年度における本市の将来イメージを5つの分野ごとに描きました。

これらの将来イメージを「目指すべき環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民、事業者、市の協働の下で、将来イメージの実現に向けた取組を進めます。

なお、目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に本市の福祉の向上や地域経済の活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与え、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの17の目標に貢献するものです。

そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの基本目標に関連するSDGsを標記しました。

標記したSDGsは、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることから、関連部署と連携しつつ施策の展開を図っていくものとします。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標7【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行なう。	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

将来イメージ

家庭や事業所においてデコ活*が定着し、脱炭素に貢献する行動の実践が当たり前となっており、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来の世代へつなぐ体制が整いつつあります。住宅や事務所、公共施設といった建物は断熱や高効率設備の導入が進展しており、地域で使用される電気の多くが再生可能エネルギーや蓄電池で賄われ、電気の地産地消も進んでいます。

また、歩行者や自転車も通行しやすい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車*が行きかっています。

さらに、気候変動リスクへの備えも進められており、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や熱中症の発症の危険が少ないまちになっています。

気候変動対策としての「緩和」と「適応」が両輪となって市民の豊かな生活に大きく寄与しており、市域から排出される二酸化炭素といった温室効果ガスや市内のエネルギー消費量は大きく減少し、2050年カーボンニュートラルを見据えた脱炭素社会が実現しつつあります。

【関連するSDGs】



基本目標
2

資源循環型社会の実現

将来イメージ

「すべてが資源」を合言葉に、できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活や事業活動が定着しており、排出されるごみの量が着実に減少しています。

特に、海洋プラスチック等の原因となるプラスチックごみや既に事業者の取組が進む食品ロスについては、市民の意識や行動の変化に加えて、事業者の革新的技術やビジネスモデルの社会実装を目指す動きの加速、飲食店等の柔軟な対応・創意工夫が拡大しており、削減が進んでいます。

また、分別排出が徹底されていることで、再資源化される割合が高まる一方で、焼却処理や最終処分されるごみの量が減り、「クリーンセンター」や「総合リサイクルセンター」が安定的に稼働しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の中で経済成長を目指した「リニアエコノミー」から、循環型社会の中で環境負荷の低減と経済成長の実現を目指す「サーキュラーエコノミー」への移行が着実に進展しており、その考え方方が市民や事業者にも幅広く浸透することで「ごみ」や「捨てる」といったことが限りなく少なくなる、資源循環型社会が実現しつつあります。

【関連するSDGs】



第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

資料編

将来イメージ

樹林地や水辺などの自然空間が市民、事業者との協働で手入れされ、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境が維持されるとともに、自然観察会の開催が活発になっています。また、地産地消の推進や都市農業としての特性を生かした地域交流などにより、農地が維持されています。まちなかでは、住宅の庭や事業所の敷地に四季折々の花やみどりが増え、季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまちになっています。

このような緑地等に雨水が浸透して水が健全に循環しており、大雨などによる浸水被害が減少しています。

また、身近に自然とふれあえる場と機会が増えたことから、水辺を散策したり、公園の木陰で過ごす市民が増えるなど、水と緑に市民が集まるまちになっています。

私たちの暮らしが、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みの上に成り立っていることへの理解が深まり、市民、事業者一人ひとりが暮らしや仕事の中で生物多様性の大切さを意識した行動を実践する自然共生社会が実現しつつあります。

【関連するSDGs】



緑のネットワークが形成され、多様な動植物が生息・生育

季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまち



地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園や水辺



地産地消の推進などによる農地の維持



水と緑に市民が集まるまち

基本目標
4

健全な生活環境の実現

将来イメージ

法令順守はもとより、身近な生活環境への意識や配慮が市民や事業者に浸透しており、空気や水は安全に保たれています。

また、新たな環境汚染物質やPFA/Sなどの測定結果の公表のほか、東京都や周辺自治体と連携した取組が市民の安心した暮らしに寄与しています。

喫煙やペットの飼い方、ポイ捨て、騒音、臭気といった日常生活におけるマナーについては、環境関連団体や自治会、市民ボランティアと市との連携・協力や普及啓発により、市民や事業者のモラルの向上が図られ、苦情やトラブルが減少しています。

市民生活の安全・安心を支える基礎となる健全な生活環境が実現しつつあります。

【関連するSDGs】



将来イメージ

市民一人ひとりが環境に関することを自分事として捉え、家庭や学校、職場など様々な場面で環境問題について考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践できるまちに近づいています。講座やワークショップ、自然観察会など、多様な環境学習の場と機会が市内に広がっており、世代や居住地域に関わらず十分な機会が提供されています。

協働に取り組む環境ボランティアや未来を担う子どもたちの環境行動を契機に、市民や事業者の間にも環境行動の担い手となったり、環境行動を支援したりする機運が高まっています。

また、市民、事業者、環境ボランティア、市などによる環境行動のネットワークや環境関連情報を共有するしくみが構築されており、効果的・先進的な取組を市内に普及させることにもつながっています。

生活の場、働く場としての立川を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者、環境ボランティア、市の協働による環境施策の基盤が整いつつあります。

【関連するSDGs】



第3節 計画の体系

目指すべき環境像を実現するための環境施策は、大別して基本目標、個別目標、市民・事業者・市といった各主体の取組から構成されており、基本目標ごとに描いた将来イメージの実現に近づいていることを測るための成果指標を設定し、実施する取組の成果を評価していきます。

また、基本目標のもとに個別目標を設定するとともに、より具体的な取組内容を市民の取組例、事業者の取組例、市のアクションプランとして記載しました。

計画の体系

目指すべき環境像
生活環境を整え、循環型のまちをつくります

目標・取組の構成

指標

基本目標
目指すべき環境像を実現するための分野ごとの基本的な方向性

成果指標

具体的な取組の成果を定量的に評価するための指標

個別目標

基本目標を達成するために必要な個別の方針

市民、事業者の取組例

市民、事業者に期待される行動や役割、取組の例

アクションプラン

個別目標を達成するため、5年間で市が実施する具体的な手段

環境施策

第4章 環境施策

第1節 環境施策の体系

第2節 環境施策

■ 基本目標1 脱炭素社会の実現

■ 基本目標2 資源循環型社会の実現

■ 基本目標3 自然共生社会の実現

■ 基本目標4 健全な生活環境の実現

■ 基本目標5 環境施策の基盤づくり

第1節 環境施策の体系

目指すべき
環境像

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

基本目標

個別目標

1 脱炭素社会の実現

【立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
【立川市気候変動適応計画】

1-1 省エネルギー化の推進

1-2 再生可能エネルギーの利用促進

1-3 脱炭素型まちづくりの推進

1-4 気候変動適応策の推進

2 資源循環型社会の実現

2-1 ごみの発生抑制・再使用の推進

2-2 ごみの再資源化の推進

3 自然共生社会の実現

3-1 生物多様性の保全

3-2 みどり・水辺の保全

4 健全な生活環境の実現

4-1 安全・安心な生活環境の保全

4-2 清潔で安全なまちの形成

5 環境施策の基盤づくり

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-2 協働による環境行動の推進

5-3 環境行動の実践

アクションプランの方向性

関連するSDGs

- 1-1-1 家庭・事業所の省エネルギー化の促進
1-1-2 公共施設の省エネルギー化の推進
1-1-3 建物の省エネルギー化の促進

- 1-2-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
1-2-2 再生可能エネルギーの利用の促進

- 1-3-1 スマートコミュニティの促進
1-3-2 移動における脱炭素化の促進
1-3-3 吸收源対策の推進

- 1-4-1 自然災害対策の推進
1-4-2 健康被害対策の推進
1-4-3 市民生活への影響対策の推進

- 2-1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発
2-1-2 分別排出の徹底

- 2-2-1 資源化推進のためのしくみづくり
2-2-2 安定したごみ処理の推進

- 3-1-1 動植物の生息・生育環境の保全
3-1-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

- 3-2-1 農地・樹林の保全
3-2-2 水辺の保全と活用
3-2-3 公園の整備・維持管理
3-2-4 水循環の保全

- 4-1-1 公害対策の推進

- 4-2-1 まちの美化の推進

- 5-1-1 教育機関等における環境教育の推進
5-1-2 地域における環境学習機会の拡充

- 5-2-1 環境行動の担い手の育成
5-2-2 環境行動への支援
5-2-3 協働による環境行動、イベントの充実

- 5-3-1 環境行動の実践に向けた普及・啓発
5-3-2 環境関連情報の受発信、共有の強化



第2節 環境施策

基本目標
1

脱炭素社会の実現

【立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
【立川市気候変動適応計画】

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度	参考値 令和12(2030) 年度
市内の二酸化炭素排出量	642 千t-CO ₂ 令和3年度実績値	427 千t-CO ₂ 令和9年度実績値	320 千t-CO ₂
市内の再生可能エネルギー導入容量	14,537 kW 令和4年度実績値	54,121 kW 令和10年度実績値	67,316 kW
市の事業から排出される二酸化炭素 排出量	12,852 t-CO ₂	9,035 t-CO ₂	8,399 t-CO ₂
市内のエネルギー消費量	7,015 TJ 令和3年度実績値	5,844 TJ 令和9年度実績値	5,258 TJ
雨水浸透樹設置件数 (5年間の平均)	635 件	700 件	

※成果指標は、基準値年度・目標値年度を別年度に設定している項目があります。

※25頁の成果指標と連動する項目は、令和12（2030）年度の参考値を設定しています。

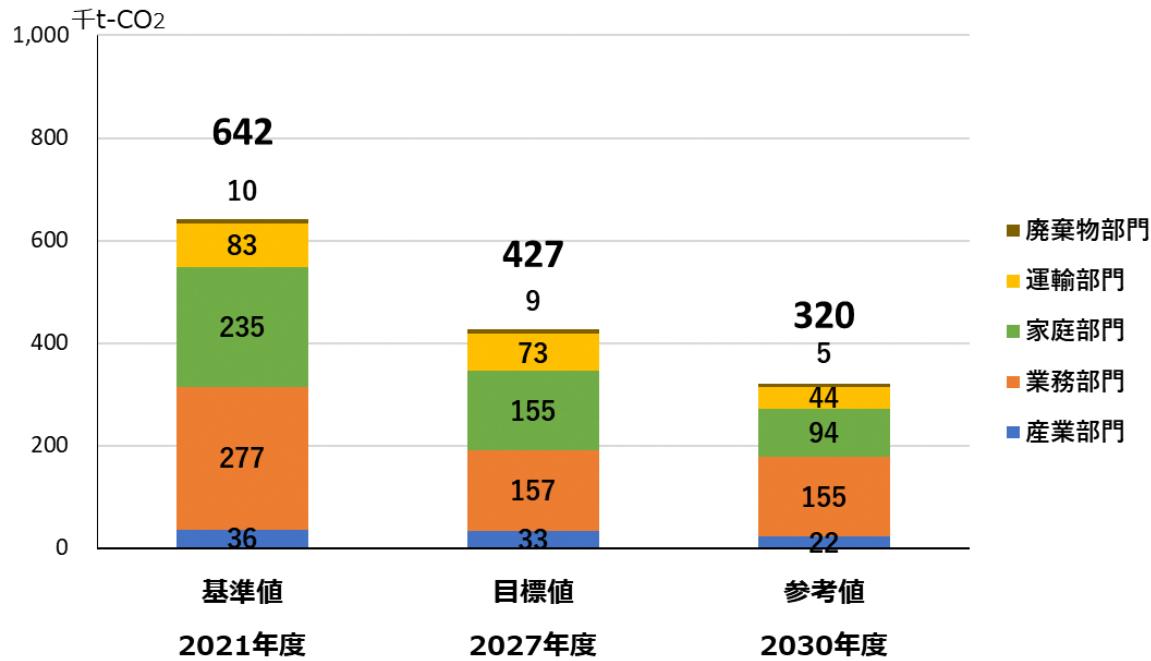
位置づけ

基本目標1の「脱炭素社会の実現」に向けては、地球温暖化防止を目的とした緩和策と、地球温暖化を含む気候変動により既に生じている、または拡大するおそれがある影響への対応を目的とした適応策をあわせて推進していく必要があります。

3頁に示したとおり、本計画は緩和策を定める「立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、適応策を定める「立川市気候変動適応計画」を包含していることから、基本目標1ではそれぞれの計画としての位置づけを明確にするため、「本市の二酸化炭素排出量の削減目標」と「本市における気候変動の影響評価」を記載します。

本市の二酸化炭素排出量の削減目標

国の基準年度を基にした2030年度、2050年度の目標値は25頁に掲載している通りですが、年度ごとに均等に削減していくものと仮定し、5年間のアクションプランで達成を目指す目標値は以下の通りです。



※二酸化炭素排出量の数値は、集計の関係で2年前の数値が最新のデータとなります。

コラム：家庭部門における削減目標を達成するためには？

家庭部門は、2027年度の目標を達成するためには、80,000 t-CO₂の二酸化炭素排出量の削減が必要です。削減は、決して難しいものではなく、以下のような取組が有効であると考えられます。

取組内容		二酸化炭素削減量（年間）
エアコン	夏の室温は28℃、冬は20℃を目安に温度設定する。	40.8kg
照明	普段より一時間早く消灯する。	6.9kg
お風呂	間隔を空けずに続けて入る。湯船の蓋を閉める。	86.9kg
食事	ごはんは残さず食べる。	1.1kg
ごみ	ごみは分別して出す。	2.9kg
太陽光	太陽光パネルを設置し、発電した電気を自家消費する。	2,499.0kg

上記の取組を、立川市の総世帯数（90,980世帯〈2021年度〉）のうち、34%の世帯が、実践できると2027年度の目標値を達成します。

資料：ゼロカーボンアクション30（環境省）、家庭の省エネハンドブック2024（東京都）
オール東京62市區町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
家庭で取り組むエコチャレンジ（立川市）

本市における気候変動の影響評価

本市のこれまでの気候の変化や将来予測に加え、国の「気候変動適応計画」、「気候変動影響評価報告書」、「東京都気候変動適応計画」等を踏まえて、本市において該当すると想定されるものを抽出し、気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価凡例

【重大性】	●：特に大きい	◆：特に大きいとは言えない	－：現状では評価できない
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い

分野	項目	国の影響評価			立川市で考えられる気候変動による影響
		重大性	緊急性	確信度	
農業	野菜	◆	●	▲	<ul style="list-style-type: none"> 野菜や果樹に日焼けや枯れといった障害が発生するなど、生育不良や品質の低下 高温を好む害虫の多発や発生時期の長期化による農作物への被害の拡大 大雨の発生頻度の増加による農地の浸水被害等の発生
	果樹	●	●	●	
	病害虫・雑草	●	●	●	
	農業生産基盤	●	●	●	
水環境・水資源	水環境(河川)	◆	▲	■	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川や残堀川、矢川などの水温の上昇や水質の変化、溶存酸素量の低下、藻類の増加等 少雨の発生頻度の増加や季別の降水パターンの変化などに伴う水資源の利用可能量の減少 地下水の水質や水量の変化
	水資源	●	●	●	
自然生態系	生物季節	◆	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域の拡大による市街地での人的・物的被害の発生 アライグマなどの外来種*の侵入・定着率の変化 植物の分布域やライフサイクル等の変化に伴う種間の相互作用
	分布や個体数の変動	●	●	●	
自然災害	水害(洪水、内水)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川の氾濫による洪水や市内各地での内水氾濫の発生による浸水被害の拡大 市域南部の立川崖線での土砂災害による人的・物的被害の発生 台風の強大化で発生する大雨や強風による人的・物的被害の発生
	土砂災害	●	●	●	
	その他(強風等)	●	●	▲	
健康	暑熱	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数、死亡者数の増加 感染症を媒介する蚊などの分布可能域や活動期間の変化による感染症等のリスクの増加 気温上昇による光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加
	感染症	●	●	▲	
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 大雨や台風による上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフラインへの被害の発生 浸水被害発生後の衛生環境の悪化や災害廃棄物の発生 都市化によるヒートアイランド現象と気候変動の相乗効果による著しい気温上昇
	暑熱による生活への影響	●	●	●	

市民の取組例

- ・デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- ・うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用します。
- ・太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直し、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- ・自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- ・住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択に努めます。
- ・立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ひと涼みスポット*を利用します。

事業者の取組例

- ・デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニング*を実施します。
- ・「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事務所の省エネ化に努めます。
- ・環境マネジメントシステム*（エコアクション21*、ISO14001*、エコステージ*、グリーン経営認証*など）を導入します。
- ・太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- ・自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- ・共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- ・事務所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択に努めます。
- ・カーボン・オフセット、カーボンクレジット*の可能性について検討します。
- ・雨水貯留施設の設置を検討、導入します。
- ・立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ひと涼みスポットの開設に協力します。

市の取組

個別目標 1-1

省エネルギー化の推進

1-1-1 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座の開催、事業所向けの省エネ診断の周知と受診の促進などにより、家庭・事業所の省エネルギー化を促進します。

1-1-2 公共施設の省エネルギー化の推進

市が管理する公共施設においては、省エネルギー対策を推進し、新築・増改築時にZEB化を検討するとともに、改修時においては省エネルギー性能の向上を図ります。

1-1-3 建物の省エネルギー化の促進

省エネルギー性能の高い住宅やビルのメリットをPRし、建築物の省エネルギー化を促進します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促す、デコ活への参加を呼びかけます。	環境対策課
②	市内事業者の東京都の地球温暖化対策報告制度*への参加を促進します。	環境対策課
③	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	産業振興課 環境対策課
④	エコドライブのさらなる定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	産業振興課 環境対策課
⑤	戸建住宅、集合住宅、ビル等の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化を促進し、脱炭素に配慮した建築物となるよう情報発信します。	環境対策課 建築指導課
⑥	中小企業における省エネルギー効果の高い設備の導入を促進するため、補助に取り組みます。	環境対策課
⑦	既存住宅の断熱改修への補助に取り組みます。	環境対策課
⑧	公共施設における高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	施設課 施設所管課

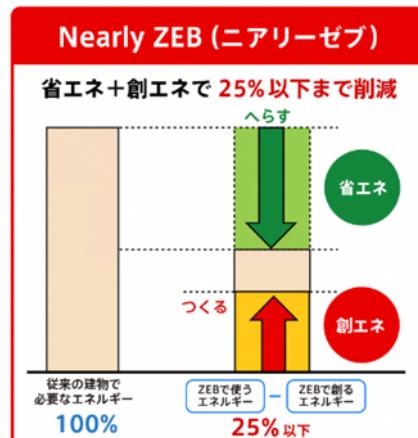
アクションプラン		担当部署
⑨	既存住宅の省エネ診断の啓発に取り組みます。	環境対策課
⑩	公共施設の建替え・改修に当たっては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ基準を踏まえつつ、適宜エネルギー消費性能に優れた建築物を目指します。	施設課 施設所管課
⑪	立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を推進します。	

コラム：本市の公共施設で初のZEB認証

公共施設再編の一環として令和7年度に供用を開始する砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設は、本市の公共施設で初の Nearly ZEB 認証を取得しました。Nearly ZEB 認証は4段階あるZEB認証の上から2段階目にあたり、断熱や高効率空調等による省エネと太陽光発電等による創エネにより、従来の建物で必要なエネルギー消費量を75%以上削減する建築物になります。生涯学習機能等を備えたにぎわいの拠点としてのみならず、脱炭素社会の実現に向けた新たな公共施設のモデルケースとして、市民に親しまれることを目指しています。



【砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設（イメージ）】



【Nearly ZEBイメージ】

個別目標1-2

再生可能エネルギーの利用促進

1-2-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

1-2-2 再生可能エネルギーの利用の促進

再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、災害時のライフライン確保などに活用します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	自然環境や生活環境に配慮しながら、再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽エネルギー利用機器や蓄電池等の設置についての支援を検討します。	環境対策課
②	太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーや蓄電池、V2H*・V2B*などの活用に関する情報提供をはじめ、国や東京都の補助・支援制度について情報発信します。	環境対策課
③	事業者等の主体的な発想や資金を活用し、地域主導で再生可能エネルギーの普及を進めるための方策について研究します。	環境対策課
④	使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努めます。	環境対策課 ごみ対策課
⑤	市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直しを呼びかけます。	環境対策課
⑥	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力・ガス調達割合の増加を目指します。	施設所管課
⑦	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギーの活用や断熱素材等の導入に努めます。	環境対策課
⑧	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電設備）、蓄電池、電気自動車、コーチェネレーションシステム*等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。	施設課 施設所管課

個別目標1-3

脱炭素型まちづくりの推進

1-3-1 スマートコミュニティの促進

効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

1-3-2 移動における脱炭素化の促進

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

1-3-3 吸收源対策の推進

市民の緑地保全への理解・協力を得ながら、吸收源となる公園や緑地の適正な維持管理、整備に努めます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	エネルギーの地産地消に取り組みます。	環境対策課
②	電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代自動車の普及を図ります。	環境対策課
③	公用車を購入・リースする際は、次世代自動車を導入します。	総務課
④	公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上と合わせ、交通ネットワークの再構築に取り組みます。	交通対策課
⑤	シェアサイクルの普及や自転車駐輪環境の整備など、自転車利用の促進に取り組みます。	交通対策課
⑥	都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施行する道路については、早期整備を東京都に要望します。	都市計画課 工事課
⑦	関係機関や事業者等と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。	交通対策課
⑧	「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に進めます。	公園緑地課
⑨	公共施設への木材の利用など、森林資源の有効活用を推進します。	施設課
⑩	脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進します。	都市計画課

アクションプラン		担当部署
⑪	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・東京都等の動向把握や関連情報を収集します。	環境対策課
⑫	市民や事業者へのカーボン・オフセットやカーボンクレジットの普及・啓発活動に取り組むとともに、カーボンクレジットを活用した市内での資金循環の可能性を研究します。	環境対策課
⑬	森林環境譲与税を活用し、民間企業や他地域とのカーボン・オフセット、カーボンクレジットの取組を進めます。	財政課 環境対策課

コラム：電力データを活用した脱炭素型まちづくりの推進

本市は「気候変動対策待ったなし」という状況で、二酸化炭素排出量を削減させる取組を着実に進めていくためには、市域における電力消費量や再エネ発電量等のデータを分析し、確かな根拠に基づいた施策立案・検証が「脱炭素社会の実現」に向けた取組をさらに加速させるものになると考えました。

本市では、以下のような現状の課題を洗い出し、新たな取組を令和7年度から実施します。

〈現状の電力データにおける課題〉

- ① より精度の高い施策を展開していくにあたり、分析するための電力データが必要である。
- ② 市域の電力消費量や太陽光発電量等を正確に把握する手段がない。

〈取組内容〉

都内初の取組として、市域における電力消費量や太陽光発電量といったデータの提供を受けることで、本市の環境施策に展開します。

イメージ



電力データの分析により、効率的なエネルギー利用のみならず、様々な課題発掘・解決に活用が見込める。

個別目標1-4

気候変動適応策の推進

1-4-1 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透、利用の促進や、下水道施設の流下機能の確保など、市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

1-4-2 健康被害対策の推進

気候変動による熱中症の発症リスクや感染症リスクなどについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。

1-4-3 市民生活への影響対策の推進

関係機関と連携し、気候変動に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるよう取組を推進します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、立川市防災マップ、水害・土砂災害ハザードマップの周知やマイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の向上を促進します。	防災課
②	国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。	防災課
③	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課
④	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道管理課 下水道工務課 下水道施設課
⑤	雨水対策を推進するため雨水管理総合計画の策定に取り組むとともに、下水道事業計画の見直しを行います。	下水道工務課
⑥	無降水日の増加等により、渇水のリスクが見込まれることから、節水の呼びかけを行います。	環境対策課
⑦	避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に備えます。	環境対策課 ごみ対策課 防災課
⑧	熱中症の発生を抑制するため、熱中症予防の情報提供や注意喚起を行います。	健康推進課
⑨	熱中症患者の発生を予防するため、「ひと涼みスポット」を市施設や市内協力事業所に開設します。	健康推進課

アクションプラン		担当部署
⑩	温暖化に伴う感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	健康推進課
⑪	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種等について情報収集します。	産業振興課
⑫	農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援します。	産業振興課

基本目標
2

資源循環型社会の実現

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	514 g	484 g
資源化率	37.6%	42.4%
事業系ごみ排出量	11,376 t	10,445 t
施設稼働率（総合リサイクルセンター）	100%	100%
施設稼働率（クリーンセンター）	100%	100%

市民の取組例

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しまずに行動します。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市や地域、事業者の回収活動に参加します。

事業者の取組例

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものはつくらないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）をつくるようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。
- 市民の資源物回収活動を支援します。

市の取組

個別目標2-1

ごみの発生抑制・再使用の推進

2-1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促し、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

2-1-2 分別排出の徹底

一般ごみとして排出される資源物を削減するため、分別排出の徹底を図ります。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	広報やホームページなどで、2R+Rの推進の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	ごみ対策課
②	資源とごみの分別ハンドブックやたちかわごみ分別アプリの活用により、適正な分別の徹底を図ります。	ごみ対策課
③	ごみについての学習会などを開催し、ごみの2R+R意識等の普及・啓発を行います。	ごみ対策課
④		クリーンセンター
④	おもちゃの病院を開催し、物を大切にする心を育てます。	生活安全課
⑤	イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。	環境対策課
⑥	マイバック運動やマイボトルの使用の啓発など、レジ袋や使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取組を推進します。	ごみ対策課
⑦	市内小売店等へ食べきり運動やてまえどりPOPの掲示のほか、フードシェアリングサービス登録への協力を促し、食品ロス削減の取組を推進します。	ごみ対策課
⑧	ごみの減量に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけます。	ごみ対策課
⑨	立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会などの関係団体と連携し、事業系ごみの減量とリサイクルの推進の周知・啓発を行います。	ごみ対策課
⑩	事業者への訪問による助言や搬入物検査などの指導を行います。	ごみ対策課 クリーンセンター

アクションプラン		担当部署
⑪	ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組み、環境に配慮している事業所をごみ処理優良認定事業所として認定し、事業所や事業所利用者の意識啓発につなげます。	ごみ対策課
⑫	ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。	ごみ対策課
⑬	循環経済やグリーン購入*の意義や目的について周知します。	環境対策課

コラム：食品ロス削減の取組

本市では食品ロス削減の新たな取組として、令和6年10月より「おたすけタバスケ立川」を導入しました。市内で食品を扱う事業者が、賞味期限・消費期限の近づいた商品などを割引価格でウェブ上に掲載し、それを閲覧した利用者が手軽にお得に購入予約できるしくみです。スマートフォンのアプリでも利用可能なお店と利用者をつなぐフードシェアリングサービスであり、関係団体と事業者とも連携し、更なる食品ロス削減を目指しています。



【おたすけタバスケ立川のロゴ】

個別目標2-2

ごみの再資源化の推進

2-2-1 資源化推進のためのしくみづくり

分別排出の徹底、不要となったものを再利用、再資源化するためのしくみづくりを行い、ごみの効率的な再資源化を行います。

2-2-2 安定したごみ処理の推進

収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法に取り組みます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	紙類やプラスチックの分別の周知を行い、燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれる再生可能な資源のリサイクルを進めます。	ごみ対策課
②	総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化に努めます。	ごみ対策課
③	地域で行う資源物の集団回収を支援します。	ごみ対策課
④	生ごみ分別・資源化事業、生ごみ処理機器等購入費助成を継続して実施し、生ごみを資源化することで、燃やせるごみの減量に取り組みます。	ごみ対策課
⑤	生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業を実施し、生ごみの資源化における他地域での取組を促進します。	ごみ対策課
⑥	リサイクルを推進するため、資源化の処理やルートなどの研究、検討を行います。	ごみ対策課
⑦	生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。	ごみ対策課
⑧	焼却灰はエコセメント*として再利用します。	クリーンセンター
⑨	ごみ出し困難者に対する家庭ごみのごみ出し支援を継続します。	ごみ対策課
⑩	クリーンセンターや総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検を行います。	ごみ対策課 クリーンセンター
⑪	クリーンセンターの周辺住民や市民に対して、毎年、事業に関する説明会を開催し、事業実績等について報告を行います。	クリーンセンター

基本目標
3

自然共生社会の実現

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
植物を植えたり、育てたりするなどの緑を増やす行動に取り組んでいる市民等の割合	—	80.0%
都市農地（生産緑地）の面積	194.38 ha	170 ha 以上
アライグマ・ハクビシンに係る相談件数（住宅・農地）	114 件	120 件以下

市民の取組例

- ・ 身近な動植物に关心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- ・ 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- ・ 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- ・ 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- ・ 植栽やグリーンカーテンの設置など、緑被率や緑視率*を向上させ、身近な緑を増やします。
- ・ 地域の公園の清掃に参加します。
- ・ 地場産の農産物を購入し、地産地消に努めます。
- ・ 環境にやさしい石鹼や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。

事業者の取組例

- ・ 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- ・ 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- ・ 植栽やグリーンカーテンの設置など、緑被率や緑視率を向上させ、身近な緑を増やします。
- ・ 地域の公園の清掃に協力します。
- ・ 事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。

市の取組

個別目標3-1

生物多様性の保全

3-1-1 動植物の生息・生育環境の保全

市内の動植物の実態を定期的に把握するとともに、特定外来生物*による生態系等への被害防止に努め、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

3-1-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	環境省や東京都が提供するアプリ等を活用して、市内の生きものの生息状況の現状や変化の把握に取り組みます。	環境対策課
②	生物多様性地域戦略を策定します。	環境対策課
③	生物多様性から受ける恩恵について、市民や事業者に周知・啓発します。	環境対策課
④	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、広報紙や市民交流大学の講座、環境イベントなどにおいて情報発信します。	環境対策課 生涯学習推進センター
⑤	市民協働により、市内の貴重な動植物を含む生きものの多様性を保全する取組を進めます。	環境対策課 公園緑地課
⑥	〇 ECM（自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定に向けた検討を行います。	環境対策課 公園緑地課
⑦	「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」や生態系被害防止外来種リストに基づき、関係機関と連携を図り外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	環境対策課
⑧	自然観察会などの市民参加型イベントを開催します。	環境対策課

個別目標3-2

みどり・水辺の保全

3-2-1 農地・樹林の保全

農地や樹林が持つ水源涵養、大気浄化、動植物の生息・生育空間といった多面的な機能の保全、増進に努めます。

3-2-2 水辺の保全と活用

河川や用水路などの身近な水辺の維持管理を推進するとともに、河川清掃活動などを実施します。

3-2-3 公園の整備・維持管理

自然とのふれあいの場、やすらぎの場である公園において、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。

3-2-4 水循環の保全

農地が持つ雨水の貯留や涵養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、土地利用の保全と適切な維持管理を促進するほか、雨水の流出抑制等に努めます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	河川や立川崖線、幹線道路の街路樹などで水と緑のネットワークの形成を図ります。	公園緑地課 道路課
②	玉川上水緑道や栄緑地、根川緑道などの散策ルートを維持管理し、水辺と緑を保全します。	公園緑地課
③	樹林地などについては、公有地化を含め保全に努めます。	公園緑地課
④	近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。	公園緑地課
⑤	樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し、保全に努めます。	公園緑地課
⑥	食の安全・安心を求める消費者が増加していることから、有機農業や「東京都エコ農産物認証制度」などに取り組む生産者や生産団体を支援します。	産業振興課
⑦	市内で生産された農産物や特産品の提供のほか、情報の発信や市民交流等、ファーマーズセンターみのれ立川を中心に地域振興を図ります。	産業振興課

アクションプラン		担当部署
⑧	援農ボランティアや体験型農園、親子での収穫体験等の農業体験を通じて、市民に農業と農地の大切さを広めます。	産業振興課
⑨	学校給食に立川産野菜を優先的に使用するなど、地産地消を推進します。	学校給食課 産業振興課
⑩	農地パトロール等の実施や「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に基づく制度による賃借のマッチングを進めることで、都市農地の保全に取り組みます。	産業振興課
⑪	生産緑地の新制度への移行を進めます。	産業振興課 都市計画課
⑫	防災機能や景観形成機能などの都市農地の多面的機能に着目し、農地の緑地空間としての重要性や魅力を広報紙やイベント等で市民にPRし、農地の保全につなげます。	産業振興課
⑬	「立川市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を進めます。	公園緑地課
⑭	流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課
⑮	「東京における自然の保護回復に関する条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」等に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者、市民に協力を要請します。	都市計画課
⑯	地域住民等と協働し、地域の特性にあった公園づくりを進めます。	公園緑地課
⑰	地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。	公園緑地課
⑱	市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。	公園緑地課
⑲	市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。	公園緑地課
⑳	立川崖線の湧水調査や市内の地下水の調査を実施します。	環境対策課
㉑	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（再掲）	下水道管理課
㉒	下水道施設の維持管理に努めます。（再掲）	下水道管理課 下水道工務課 下水道施設課
㉓	下水道の適正な使用について、事業者や市民向けの啓発、指導を行います。	下水道管理課

コラム：樹林地等の保全活動

本市が所有している緑地や樹林地等の保全、育成、管理を、市民等で構成されるボランティアとの協働により進めています。ボランティアは、落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行い、他にも自主的に企画や活動をしています。現在、5か所の樹林地等で5つのボランティア団体が活動しており、市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援を行っています。樹林地等の保全には多くの人手と支援が必要であり、今後もボランティア団体との協働を進めることで貴重な自然を将来世代に引き継ぐことを目指しています。



【サクラの樹木の保全活動】



【憩いの場としての利用】

基本目標 4

健全な生活環境の実現

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0 件	0 件
特定地区内での喫煙率	0.24%	0.1%程度

市民の取組例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動が発生しない自動車やバイクの運転を心がけます。
- ごみのポイ捨てはしません。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙マナーを守ります。
- ペットの適正飼養に努めます。

事業者の取組例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動が発生しない自動車やバイクの運転を心がけます。
- 事業所や周辺の清掃、美化を行います。

市の取組

個別目標 4-1

安全・安心な生活環境の保全

4-1-1 公害対策の推進

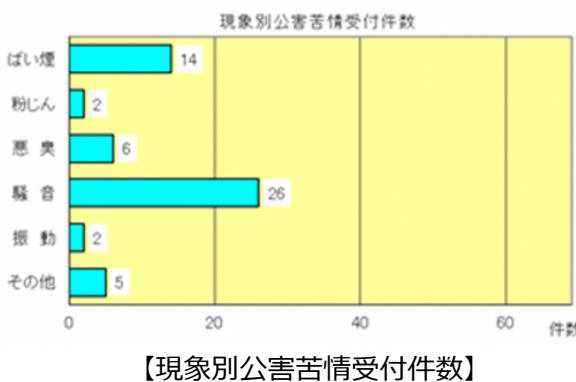
生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施など、環境基準の達成等に向けた取組を実施します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境対策課
②	大気、水質、騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境対策課 クリーンセンター
③	横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。	企画政策課
④	P F A S の問題については、国や東京都の動向を注視するとともに、市所有井戸、一部の民間井戸を対象にした環境モニタリングとしての独自調査を実施し、水質におけるP F A S含有状況の経年変化の把握を行います。また、他自治体と連携して汚染実態にかかる原因究明や必要な支援について国・東京都へ要請を行うなど、適切な措置を講じます。	環境対策課
⑤	新たな環境汚染物質が確認された場合には、他自治体と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。	環境対策課
⑥	適正管理化学物質を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。	環境対策課
⑦	香害・化学物質過敏症については、ポスター等を活用して、啓発を行います。	生活安全課

コラム：公害苦情

令和5年度に本市に寄せられた苦情の受付件数は55件で、前年度の52件より3件増加しましたが、近年減少傾向で推移しています。現象別では「騒音」「ばい煙」に関するものが多くを占めており、発生源別では工場等の事業場以外の「一般」による苦情が全体の約7割を占めています。このような「近隣公害」と呼ばれる問題は、苦情申立者の心理的・感覚的要素に左右されやすい面もあり、規制基準に基づく指導がなじまないケースもあるため、解決に時間がかかるものが多いという特徴があります。また、近年では香りの影響で不快感や健康への影響が生じる香害といった新たな社会問題も発生しており、啓発に取り組んでいく必要があります。



【国の啓発チラシ】

個別目標4-2

清潔で安全なまちの形成

4-2-1 まちの美化の推進

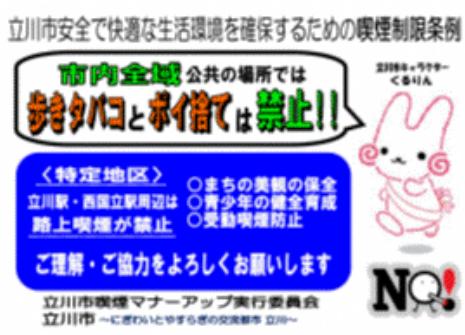
タバコのポイ捨てやごみの散乱、不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を図るとともに、地域との協働による清掃活動を推進します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」の厳格化等により、喫煙環境の整備に取り組みます。	環境対策課
②	喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。	環境対策課
③	ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。	環境対策課
④	環境関連団体や地元の自治会、市民ボランティア等と連携して美化活動を実施します。	環境対策課 道路課 公園緑地課
⑤	不法投棄防止のためのパトロールを継続します。	ごみ対策課
⑥	法令に基づき、管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。	生活安全課
⑦	地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進します。	環境対策課
⑧	「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。	都市計画課
⑨	「立川市無電柱化推進計画」に基づき、電線類の地中化（道路無電柱化）を進めます。	工事課
⑩	屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います。	道路課
⑪	立川駅周辺の景観や体感治安を損なう落書きについては、地域団体や関係機関等との連携や安全・安心パトロール等を通じて防止に取り組みます。	生活安全課

コラム：分煙に向けた取組

タバコを吸う人と吸わない人の共存を目指す「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」を多くの方に知ってもらうため、関係団体や事業者などで組織する喫煙マナーアップ実行委員会を中心に駅周辺でのキャンペーン啓発活動や、市内全域で歩きタバコとポイ捨てが禁止であることを示す路面標示シートの設置に取り組んでいます。令和3年4月に設置した立川駅南北の公衆喫煙所は、合計で1日に2,000人以上の利用があり、立川駅周辺のタバコのポイ捨てと受動喫煙の防止に効果を上げています。



【啓発用ポケットティッシュのデザイン】



【立川駅北口公衆喫煙所】

基本目標
5

環境施策の基盤づくり

指標

成果指標	基準値 令和5(2023) 年度	目標値 令和11(2029) 年度
積極的に環境行動に取り組む市民等の割合	—	90.0%
環境学習講座等の定員充足率（計画期間中平均値）	80.9% (平成31(2019)年度～ 令和5(2023)年度 平均値)	85.0%
環境学習講座等開催数（計画期間中累計値）	—	45回
環境学習支援数（学校・保育園）	28校・園	38校・園

市民の取組例

- ・環境行動の実践に努めます。
- ・自主的に環境学習に取り組みます。
- ・環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- ・デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・地域の環境保全活動に参加します。
- ・環境イベント、環境学習講座などに参加します。

事業者の取組例

- ・企業としての環境行動の実践に努めます。
- ・デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- ・従業員を対象とした環境研修を実施します。
- ・施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- ・地域の環境保全活動に参加します。
- ・市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力、参加します。

市の取組

個別目標 5-1

環境教育・環境学習の推進

5-1-1 教育機関等における環境教育の推進

将来の環境問題解決の担い手となる子どもたちへの環境教育の充実を図るため、小中学校や保育園などで身近な自然や環境問題、エネルギー問題などについて取り扱う機会を確保します。

5-1-2 地域における環境学習機会の拡充

市民や事業者の環境意識を高め、日常生活の中で実行できることや考えることを増やすため、誰もが気軽に楽しく環境について学ぶ機会を拡充します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	市民団体や事業者などが保有する知見を活用した環境学習支援メニューについて、教育機関等のニーズに応じた出前授業の実施や講師の派遣に取組みます。	環境対策課
②	生きものの多様性が学習できるフィールドを活用し、教育機関等での環境教育につなげます。	環境対策課
③	地域に根差した探究的な学習である「立川市民科」は、環境教育との親和性も高いことから、各教科等の内容と関連付けながら、地域の自然環境や環境の保全等に関する取組を地域の実情に応じて取り上げ、環境教育を推進します。	指導課
④	公共施設再編に伴う学校の建替えにあたっては、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童・生徒の環境教育に生かすとともに、地域の環境教育の発信拠点として先進的な役割を果たします。	環境対策課 学校施設建替担当課
⑤	プログラムや講師等を工夫し、学生向けや一定の知識・経験がある方向けのオンライン型講座の創設など、環境学習機会の拡充や多様化に取り組みます。	環境対策課
⑥	市民交流大学で行う講座の企画にあたっては、積極的に環境をテーマとした内容を取り扱うように努めます。	環境対策課 生涯学習推進センター
⑦	緑育・食育の今後のあり方を検討します。	産業振興課

コラム：市内事業者等の取組

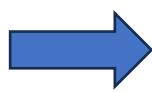
市内の事業者や団体は、環境啓発イベントへの出展や環境学習支援などに取り組んでいます。また、学校ではゴーヤを使った緑のカーテンプログラムや中庭にある枯れた芝生を元気な芝生に戻すための取組などが行われています。環境のための取組は継続性と市域全体への広がりが不可欠です。事業者、団体、学校など、それぞれの立場でできることを見つけ取り組んでいくことで、より多くの市民の環境行動につながっていくことが期待されます。



【環境フェア】



【環境学習支援】



【学校の芝生再生】

個別目標5-2

協働による環境行動の推進

5-2-1 環境行動の担い手の育成

様々な立場の幅広い年代の市民が気軽に参加できるイベントなどを契機に、一人ひとりの環境への意識を高め、環境行動の担い手の育成に取り組みます。

5-2-2 環境行動への支援

個人や事業所、団体などの環境行動を継続・充実させることができるように、自主的な取組に対する支援や協力に取り組みます。特に事業所については、経済活動との両立につながるような支援に取り組みます。

5-2-3 協働による環境行動、イベントの充実

環境について考え方実践する契機として、環境に関する取組や情報に触れることが有効であることから、市民や事業者などと連携し、誰もが気軽に楽しく参加できるイベント等を充実します。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課
②	市内への波及効果が高まるよう、エコチャレンジ制度の対象やプログラムなどの改善に取り組みます。	環境対策課
③	クリーンセンターが環境学習や資源循環型社会の形成を目指すうえでの拠点となるよう、環境に関するイベントの開催や情報発信等を通じて市民の認知度を高めます。	環境対策課 クリーンセンター
④	森林環境譲与税を活用し、姉妹都市等との協働による森林保全体験等に取り組みます。	地域文化課 環境対策課
⑤	環境行動の更なる拡大や横展開を図るため、環境行動に取り組む市民、事業者、団体等を支援するとともに、交流を促進します。	環境対策課
⑥	事業者の取り組む環境技術の実証実験や、市域を利用した環境に関する新たなビジネスモデルの構築に積極的に関与します。	環境対策課
⑦	環境分野における事業者との協働や協定の締結を推進します。	環境対策課
⑧	市内事業者の環境行動を把握し、市民への理解促進につながるよう普及啓発に取り組みます。	環境対策課
⑨	子どもから大人まで参加できる環境に関するワークショップやイベントについて、市民団体や事業者との協働により開催します。	環境対策課

アクションプラン		担当部署
⑩ 東京都や事業者などが開催する環境に関するイベントや事業に協力し、市民が多様な取組や情報に触れる機会を確保します。		環境対策課
⑪ 観光や子育て、スポーツなど、環境以外の分野と連携したイベントの開催やPRに取り組みます。		環境対策課

コラム：家庭で取り組むエコチャレンジ

家庭での省エネルギーの取組を推進することで二酸化炭素排出削減や地球温暖化防止を図ることを目的に、市内在住で小学生がいる家庭が8月の内10日間を取組期間として、家庭ごとにチェックシートを活用しながら省エネ対策に取り組んでいます。

「サーキュレーターをつけて空気を循環させる」「ドライヤーの使用時間を短くするために髪の毛を乾かす前にタオルでしっかり水分をふく」「冷蔵庫の中身を減らす」など、小学生の自主的な行動や気付きを促すきっかけになることに加え、家族も一緒に工夫しながら参加することで多くの省エネルギーの取組につながっています。



【エコチャレンジ募集チラシ】

個別目標5-3

環境行動の実践

5-3-1 環境行動の実践に向けた普及・啓発

環境行動の実践に向け、自ら考え行動する個人や従業員の協力を促すことができる事業者を増やす取組を進めます。

5-3-2 環境関連情報の受発信、共有の強化

環境関連情報について、必要な情報を分かりやすく発信するだけでなく、環境に役立つ情報を個人や事業者と共有する取組を進めます。

目標達成に向けたアクションプラン

アクションプラン		担当部署
①	行動変容につながるナッジ理論*を活用した取組を検討します。	環境対策課
②	日常生活の中で取り組めるデコ活などの環境行動の普及・啓発に取り組みます。	環境対策課
③	事業者から提供されるチラシやパンフレット等の啓発資材を活用します。	環境対策課
④	「中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度」の認定条件の見直しやインセンティブの導入を検討するとともに制度の周知を図ります。	環境対策課
⑤	市民や事業者、団体が情報共有や意見交換しながら自主的な環境行動につなげるため、ネットワーク化を推進します。	環境対策課
⑥	広報たちかわや市ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用しながら、市内の環境行動に係る情報の受発信を適時的確に行います。	環境対策課
⑦	国や東京都の環境に関する最新の動向や知見を自分事として捉えられるよう、わかりやすい情報発信を行います。	環境対策課
⑧	環境の改善・保全に向け、国や東京都、周辺自治体との情報交換や情報共有に努めます。	環境対策課
⑨	積極的・意欲的な環境行動に取り組む市民や事業者、環境団体等の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。	環境対策課
⑩	環境ブックのレイアウトや構成の改善に取り組むとともに、市の環境の現状把握や市民意識の向上のために活用します。	環境対策課

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を進める推進組織は、立川市環境審議会、庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）とします。

1-1 立川市環境審議会

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書（たちかわし環境ブック）や市民などの意見を踏まえ、専門的見地から本計画の点検・評価を行います。

【構成】

市民、学識経験を有する者、事業者、関係行政機関の職員、市長の部内の職員で構成します。

【役割】

立川市環境基本条例第18条第2項に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- ・環境基本計画にすること。
- ・環境の保全等に関する基本的事項

1-2 庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）

庁内の課を横断する組織として、環境の保全、回復、創造を図る基本的かつ総合的な施策を推進し、本計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。

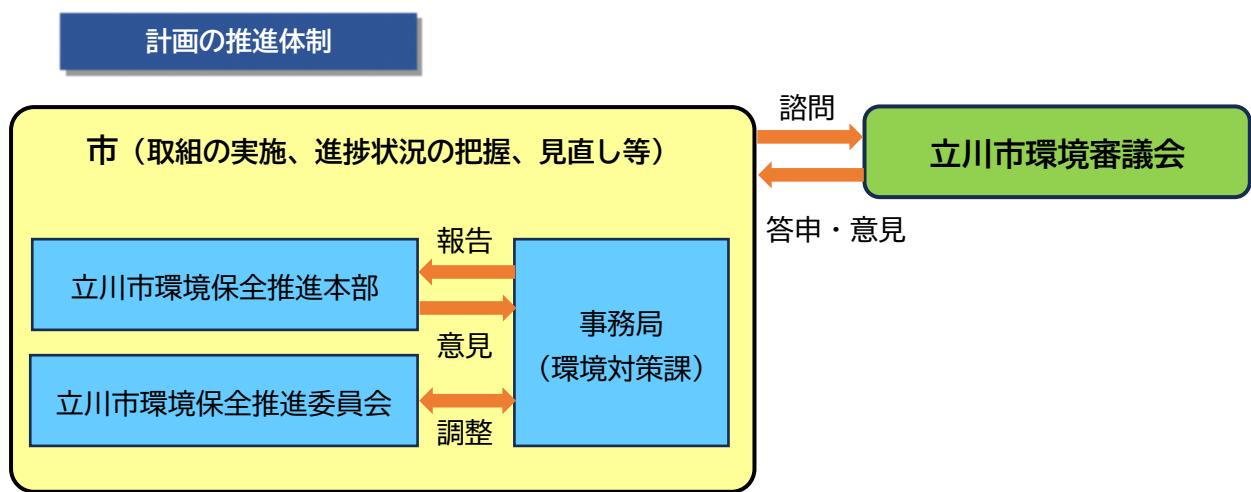
【構成】

立川市環境保全推進本部は、市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長等、教育委員会事務局教育部長と議会事務局長で構成します。

立川市環境保全推進委員会は、庁内の各部から選出される課長で構成します。

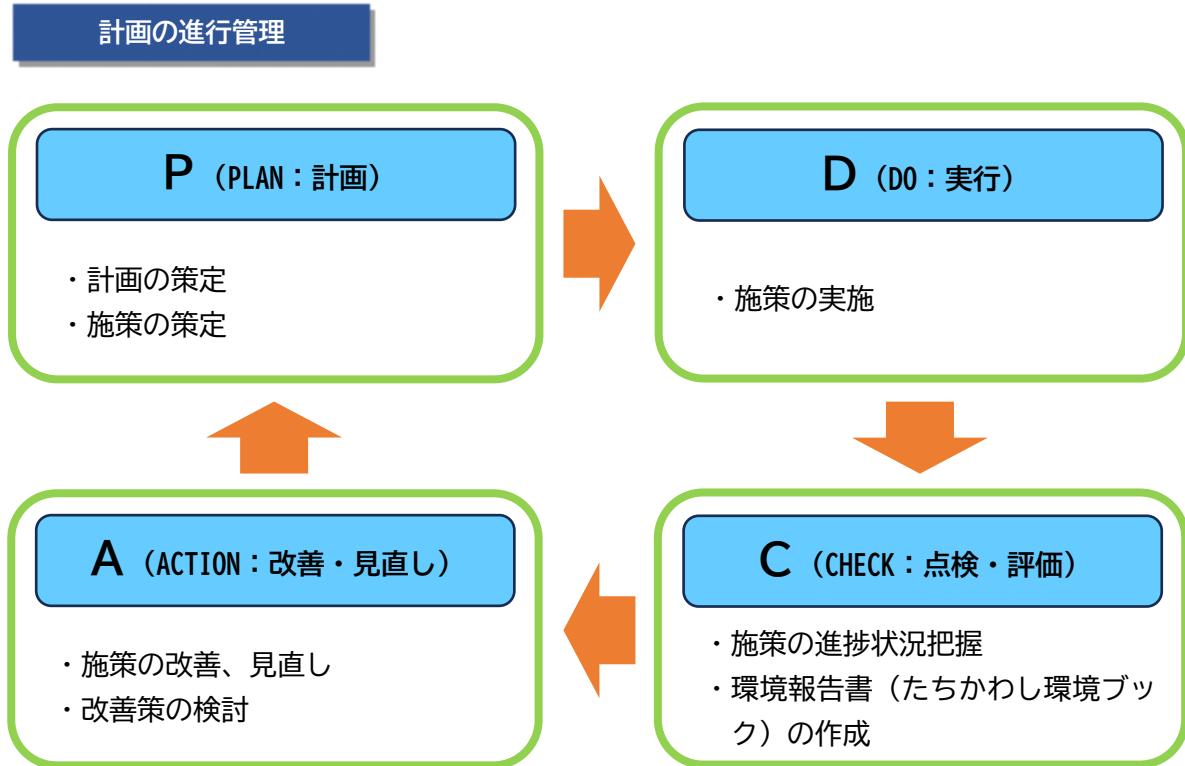
【役割】

- ・各課で取り組む環境保全の施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- ・市民・事業者との協働事業の実施
- ・周辺市町村や国、東京都などと協働して取り組む施策・事業の実施と周辺市町村への環境情報の発信
- ・各課で取り組む環境保全の施策・事業についての点検と評価
- ・環境保全の施策・事業についての点検と評価結果を踏まえた取組の見直しや環境報告書（たちかわし環境ブック）の作成・公表
- ・環境報告書（たちかわし環境ブック）に対する市民、立川市環境審議会等からの意見を踏まえた次年度以降の年次計画等への反映



第2節 計画の進行管理

目指すべき環境像の実現のために、本計画に示した取組を実行し、その進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を踏まえて、これを見直し、必要に応じて改善を検討します。また、計画の進行管理は、P D C Aサイクルを用います。



毎年、本計画の取組の進捗状況を整理し、立川市環境審議会で審議した後、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表します。

市民、事業者の取組の進捗状況は、イベントへの参加者数やアンケート結果などで把握に努めます。

資料編

1 立川市環境審議会

1-1 立川市環境審議会名簿

区分		氏名	所属団体等
市民		上栗 優一	第13期環境審議会公募市民
		斎藤 孜彦	第13期環境審議会委員 立川市自治会連合会推薦
		西澤 正明	第13期環境審議会公募市民
		古谷 登美	第13期環境審議会公募市民
		植竹 兼政	第14期環境審議会公募市民
		工藤 英秋	第14期環境審議会公募市民
		武本 知子	第14期環境審議会公募市民
		西手 正光	第14期環境審議会委員 立川市自治会連合会推薦
		森 比呂志	第14期環境審議会公募市民
学識経験者	会長	甲野 毅	大妻女子大学家政学部ライフデザイン学科教授
	副会長	山下 英俊	一橋大学大学院経済学研究科 准教授
		村田 佳壽子	明治大学環境法センター 客員研究員 一般社団法人日本ペンクラブ環境委員会委員
事業者		岡村 優子	令和6年3月31日まで環境審議会委員 東京ガス株式会社東京西支店長
		宇賀神 俊介	令和6年4月1から環境審議会委員 東京ガス株式会社東京西支店長
		富川 泰介	令和6年6月30日まで環境審議会委員 東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長
		児玉 大藏	令和6年7月1日から環境審議会委員 東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長
		中島 孝昌	立川商工会議所副会頭
関係行政機関		近藤 豊	東京都環境局多摩環境事務所長
		浅尾 文	第13期環境審議会委員 立川市立小学校校長会
		寺田 良太	第14期環境審議会委員 立川市立小学校校長会
市		田中 準也	令和5年12月25日まで環境審議会委員 副市長
		小林 健司	令和5年12月26日から環境審議会委員 副市長

1-2 検討経過

開催日			検討内容
第13期	第1回	令和5（2023）年7月24日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 立川市第3次環境基本計画及び立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定方針について 環境についてのアンケート調査について
	第2回	令和5（2023）年11月17日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 環境についてのアンケート結果（速報）について（報告） たちかわ環境ワークショップについて（報告）
第14期	第3回	令和6（2024）年2月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> 質問 現行計画の評価と第3次環境基本計画等で検討すべき事項について 立川市の環境についてのアンケート集計結果（報告） たちかわ環境ワークショップ（途中経過報告）
	第4回	令和6（2024）年5月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 立川市地域脱炭素ロードマップについて 現行計画の評価と第3次環境基本計画等で検討すべき課題について たちかわ環境ワークショップ（報告）
	第5回	令和6（2024）年7月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 第3次環境基本計画骨子案の検討について 事業者ヒアリングの実施について（報告）
	第6回	令和6（2024）年10月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者ヒアリングについて（報告） 第3次環境基本計画素案（概略）の検討について

※開催回は、環境基本計画策定について審議を行った最初の審議会からの通番になります。

2 市民参加

2-1 市民・事業者アンケート調査

調査概要

令和7（2025）年度を初年度とする「立川市第3次環境基本計画及び立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」を策定するにあたり、市民と事業者の皆さんから、環境に関する取組状況などについて、アンケート調査を実施しました。

	市民	事業者
調査対象	立川市に住む満16歳以上の2,000人	立川市内の事業所400か所
抽出法	「住民基本台帳」からの無作為抽出	市内事業所からの抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及びWEB回答	
調査期間	令和5（2023）年9月16日～10月6日	
配布数	2,000	400
回収数 (うちWEB回答数)	583 (156)	112 (30)
回収率	29.2%	28.0%

調査項目

市民	事業者
①環境問題への姿勢 ②将来の理想的な環境イメージ ③将来に向けて残したい身近な自然や環境 ④立川市の環境の満足度と重要度 ⑤普段取り組んでいる環境に関する取組、今後の予定 ⑥地球温暖化対策設備導入状況及び今後の意向 ⑦環境情報の入手方法	①環境保全への取組への考え方 ②事業所の環境活動と今後の予定 ③地球温暖化対策設備導入状況及び今後の意向 ④環境活動における効果と課題 ⑤市が実施すると望ましいサポート ⑥環境情報の入手方法 ⑦地域での環境活動、協力・支援できる分野、取組

2-2 たちかわ環境ワークショップ

大学生・高校生ワークショップの実施結果の概要

日時	令和5（2023）年12月10日（日）13時～15時半
場所	立川市役所会議室
参加人数	<ul style="list-style-type: none"> 大学6校 10名 (大妻女子大学、中央大学、東京学芸大学、東京女子体育大学、一橋大学、武蔵野大学) 高校2校 4名 (立川高等学校、立川国際中等教育学校)
討議テーマ	環境活動への参加者を拡大するためのアイデア



市民ワークショップの実施結果の概要

●第1回

日時	令和6（2024）年1月20日（土）13時～15時半
場所	立川市役所会議室
参加人数	市民16名
討議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> “環境”について興味をもっていること 立川市の環境の良いところ、改善したいところ

●第2回

日時	令和6（2024）年3月30日（土）13時～15時半
場所	立川市役所会議室
参加人数	市民13名
討議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> “温暖化対策”の視点から市民・事業者・市ができること 第1回テーマから見えた課題について

●第3回

日時	令和6（2024）年4月20日（土）13時～15時半
場所	立川市役所会議室
参加人数	市民10名
討議テーマ	・“立川市の環境”が10年後に目指すべき方向性とそれに向けたイチオシの取組案



2-3 事業者ヒアリングの結果概要

調査概要

本市では、良好な「たちかわの環境」づくりはもとより、さらにこれを次世代に引き継ぐことを柱に置き、身近な環境問題から地球規模で発生している問題までを課題とし、市民、事業者、行政が連携・協働する実効性のある計画とすることを目的として、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度を計画期間とする第3次環境基本計画（以下「本計画」という。）の策定に取り組んでいます。本計画の策定にあたり、事業者の環境活動や市と連携・協力できる分野・取組、事業者からのご意見・ご要望などを市が把握し参考とします。

調査日	令和6(2024)年10月1日(火)～10月3日(木)
対象事業者	令和5(2023)年度実施した環境についてのアンケートで、ご協力いただけた回答を頂いた事業者の中から、業種や回答内容、意向等を踏まえて4社を選定。

事業者からの主な意見の概要

A社:製造業

環境活動について	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減に向け、食べ残しを減らすため、メニューを工夫している。 社会福祉協議会や法人会と連携し、フードバンクに協力している。 ボイラーの運転台数を増減させるなどの対応で省エネをできるように工夫している。 省エネ診断を受診し、改善を行った。
市との連携について	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページでの環境に関する取組紹介や学習機会の提供について協力できることはある。
他の事業者との連携について	<ul style="list-style-type: none"> 地元の農協での購入など地産地消に取り組んでいる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 商工会や地域のロータリークラブなどの活動にボランティアとして参加している。 電気、ガス代、食材等価格が高騰しているが、少額の値上げがやっとであり、設備導入による省エネの推進が難しい。

B社(電気、ガス、熱供給業)

環境活動について	<ul style="list-style-type: none"> 合成メタンの実用化を進め、二酸化炭素の排出量が実質的に増えない都市ガスの供給を目指している。現状ではコスト面が課題。 社内での環境教育は、全社員を対象にe-ラーニング形式で実施している。
市との連携について	<ul style="list-style-type: none"> 環境イベントへの出展や小学校への出前授業などの啓発活動を行っている。 特に立川市においては市内事業者であるので小学校児童の弊社施設見学にも活用いただいている。(ガスホルダー見学) 気候変動市民会議や事業者団体(経団連・商工会)での環境関連のプレゼンを行うなどいろいろな形で環境啓発に向けた取組をしている。 自社施設の見学会を学校教育の一環として行っているが、一般市民向けの実施は考えていない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 国のエネルギー計画改定時期もあり、基準年度、削減目標が変わることが想定されるので、市の環境基本計画に反映できることをご提言したい。 蓄電池などを活用したディマンド・リスポンスの考え方を取り入れてみてはどうでしょうか。

C社(建設業)

環境活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHは、費用がかなり上乗せになるので、建築実績は少ない。断熱性能の良いものを使用し、断熱性能等級4~5の建物を作っている。 ・断熱性能を数値で見せててもわかりにくいので、断熱性能の良い建物を実際に見てもらい体感することで、効果を実感してもらっている。 ・自社でお祭を行い、余った資材等を格安で販売し、売上を盲導犬協会へ寄付している。この活動を通じて地域貢献にもなっており、社員教育にもつながっている。
市との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで市とのイベントに参加していないが、今後は予定が合えば断熱性能やZEHなどの話をするなど協力は可能である。 ・中学生の職場体験で家のミニチュアを作成していたが、スタッフ不足で現在は行っていない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルや蓄電池の設置意向は高くなっているが、戸建て建設に費用がかかり、追加での設備導入はされないケースが多い。 ・東京都の補助金などの申請の簡素化、振込までの時間がかかるとの改善を検討してほしい。 ・人手不足が深刻であり、どうすれば建築業界に人が来てくれるかが課題である。

D社(サービス業(他に分類されないもの))

環境活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・会員企業等に、東京都の地球温暖化対策報告制度の報告書の作成支援を行っている。提出企業の数は増えている。 ・皆様から提供をいただいた食料品を、社会福祉協議会の協力のもとフードバンク立川へ寄付している。 ・エコキヤップ回収運動を20年近く前から実施し、集めたエコキヤップの収益を「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付している。
市との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・他市を含め、今まで意見交換の機会はなかった。市の事業については、市のホームページから情報を入手している。今後は、今回のような場を通して、情報交換をぜひ行っていきたい。 ・環境フェアなどの周知については、自社のホームページに掲載することは可能である。また、広報誌を2ヶ月に1回発行し、管内の 8000 社に送付しているので、広報誌への掲載も可能である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は利益追求が第一であり、BCP(事業継続計画)などもなかなか手がつかない状況である。防災、減災の観点などからも啓発の必要があり、市とも協力していければと思う。

2-4 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第3次環境基本計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、
○人から○件のご意見をいただきました。

公募期間	令和○(○○○○)年○月○日～○月○日
提出者数・件数	○人・○件
意見を反映した件数	○件

3 第2次環境基本計画の指標の推移

基本方針1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

- 目標：市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。
- 取組の方向性
 - (1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全
 - (2) 環境負荷の少ない交通環境の整備
 - (3) 心地よく生活できる街並みづくり
 - (4) 環境に関するマナー・モラルの向上

区分	項目	計画改定時の値 (平成30年度)	検証時の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組指標	(1)河川調査地点におけるBODの環境基準達成率	100%	100%	100%
	(1)市内測定局における大気環境基準達成率	83.3%	83.3%	100%
	(1)公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0件	0件	0件
	(2)自動車等の交通量 (測定地点8ヶ所の合計)	135,894台	132,912台	135,894台 以下
	(2)コミュニティバスの収支率	34.7%	31.8%	40.0%
	(2)1日当たりの市内放置自転車台数	175台	67台	90台
	(3)ロードソポーター活動実績 団体数	6団体	21団体	20団体
	(4)喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数	20回	18回	20回
	(4)地域猫活動登録団体数	45団体	24団体	55団体
②成果指標	居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合	87.3%	89.4%	—

基本方針2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

●目標：水と緑、生きものが身边にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。

●取組の方向性 (1) 守り育んできた水辺と緑地の保全

(2) 新たな水辺と緑地の創出

(3) 生きものの多様性の確保

(4) 水や緑とともに歴史・文化にふれあえる環境の確保

区分	項目	計画改定時の値 (平成30年度)	検証時の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組指標	(1)保護樹林地面積	17,578 m ²	15,504 m ²	17,578 m ²
	(1)保存樹木数	478 本	448 本	483 本
	(1)都市農地(生産緑地)の面積	199.9ha	194.4ha	190ha 以上
	(2)立川市の管理する都市公園 および都市公園以外の公園 の面積	63.5ha	64.3ha	64.2ha
	(2)公園等清掃美化協力員会管 理の公園数	73 公園	77 公園	76 公園
	(3)立川いきものデータベース 掲載数	3,034 件	8,982 件	10,000 件
	(3)自然観察会等の開催回数	2回	2回	2回
	(4)日頃から文化芸術に触れる 機会がある市民の割合	46.1%	48.2%	52.0%
	(4)歴史民俗資料館収集資料点 数	16,589 点	18,348 点	17,200 点
②成果指標	身边に緑や自然を感じる機会が ある市民の割合	82.2%	87.9%	85.0%

基本方針3 ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

- 目標：本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。
- 取組の方向性
 - (1) ごみ減量の推進
 - (2) 資源の有効利用
 - (3) 安定したごみ処理

区分	項目	計画改定時の値 (平成30年度)	検証時の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組 指標	(1)家庭ごみ排出量	36,297 t	36,730 t	35,020 t
	(1)事業系ごみ排出量	13,555 t	12,512 t	6,640 t
	(2)食器再使用システムの利用団体 数	60 団体	2 団体	60 団体
	(2)資源化率	43.2%	44.1%	45.1%
	(3)施設稼働率(旧清掃工場)	100%	97.9%	100% (令和4年 度)
	(3)施設稼働率 (総合リサイクルセンター)	89.0%	97.7%	100%
②成果 指標	燃やせるごみ量	25,504 t	26,799 t	22,483 t

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

- 目標：日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します。
- 取組の方向性
 - (1) 省エネルギー対策の推進
 - (2) 再生可能エネルギー等の導入推進
 - (3) 低炭素まちづくりの推進

区分	項目	計画改定時の値 (平成30年度)	検証時の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組 指標	(1) 公共施設における温室効果ガス 排出量	23,796 t-CO ₂ eq	19,201 t-CO ₂ eq	19,637 t-CO ₂ eq
	(2) 公共施設における再生可能エネ ルギー導入施設数	5 施設	6 施設	10 施設
	(3) 温暖化防止に取り組んでいる市 民の割合	83.9%	89.0%	90.0%
	(3) 低炭素まちづくりの概念を取り 入れた施策数	—	37 施策	37 施策
②成果 指標	立川市全体でのエネルギー消費量	7,127TJ (平成28年度)	6,979TJ (令和2年度)	6,210TJ

基盤的取組に関する基本方針1 良好な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します

- 目標：多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します。
- 取組の方向性
 - (1) 環境学習機会の拡充
 - (2) 環境配慮行動の実践
 - (3) 誰もが参加できる協働の推進

区分	項目	計画改定時の値 (平成30年度)	検証時の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組 指標	地域の活動に参加している 市民の割合	31.3%	28.8%	40.0%

基盤的取組に関する基本方針2 市が率先して環境に関する取組を進めます

- 目標：市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。
- 取組の方向性 本計画の基本方針1～4、基盤的取組に関する基本方針1を進めるために、市が率先して環境に関する取組を推進

区分	項目	計画改定時 (平成30年度)	現在の値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
①取組 指標	公共施設における温室効果ガス排出 量	23,796 t-CO ₂ eq	19,201 t-CO ₂ eq	19,637 t-CO ₂ eq

4 成果指標の考え方

基本目標	成果指標	算出根拠等
基本目標1 脱炭素社会の実現	市内の二酸化炭素排出量	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算出値
	市内の再生可能エネルギー導入容量	再生可能エネルギーの電気の利用促進に関する特別措置法 情報公開用ウェブサイト公表値
	市の事業から排出される二酸化炭素排出量	地方公共団体の事務事業における活動量(電気使用量、自動車走行量等)を基に調整後排出係数を使用して算出した数値
	市内のエネルギー消費量	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算出値
	雨水浸透樹設置件数 (5年間の平均)	開発事業者等への指導などにより設置した雨水浸透樹の設置件数
基本目標2 資源循環型社会の実現	市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量を10月1日時点の人口で除したものをさらに年間日数で除した数値
	資源化率	排出されたごみのうち、資源化されたごみの割合。総資源化量を総ごみ排出量で除した数値
	事業系ごみ排出量	事業者から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの総量
	施設稼働率(総合リサイクルセンター)	施設の実稼働日数を計画稼働日数で除した数値
	施設稼働率(クリーンセンター)	施設の実稼働日数を計画稼働日数で除した数値
基本目標3 自然共生社会の実現	植物を植えたり、育てたりするなどの緑を増やす行動に取り組んでいる市民等の割合	環境フェアの来場者アンケートで「取り組んでいる」「やや取り組んでいる」と回答があった割合
	都市農地(生産緑地)の面積	市が指定した都市農地(生産緑地)の面積
	アライグマ・ハクビシンに係る相談件数(住宅・農地)	環境対策課と産業振興課に相談があった件数の合計
基本目標4 健全な生活環境の実現	公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	環境確保条例等の違反があり、指導を行ったものの、勧告・停止命令に至ってしまった件数
	特定地区内での喫煙率	喫煙状況調査の特定地区内の値
基本目標5 環境施策の基礎づくり	積極的に環境行動に取り組む市民等の割合	環境フェアの来場者アンケートで「取り組んでいる」「やや取り組んでいる」と回答があった割合
	環境学習講座等の定員充足率(計画期間中平均値)	市が主催する環境学習講座等において、申込者数を申込定員数で除した数値
	環境学習講座等開催数(計画期間中累計値)	市が主催する環境学習講座等の開催数
	環境学習支援数(学校・保育園)	市と連携したボランティアや事業者が実施する出前講座等に申し込みがあった延べ件数

基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和11(2029)年度	参考値 令和12(2030)年度	目標値の考え方
642千t-CO ₂ 令和3(2021)年度実績値	427千t-CO ₂ 令和9(2027)年度実績値	320千t-CO ₂	脱炭素ロードマップの令和12(2030)年度の値まで年度ごとに均等に減少させた値
14,537kW 令和4(2022)年度実績値	54,121kW 令和10(2028)年度実績値	67,316kW	脱炭素ロードマップの令和12(2030)年度の値を達成するために必要と考えられる値
12,852t-CO ₂	9,035t-CO ₂	8,399t-CO ₂	脱炭素ロードマップの令和12(2030)年度の部門別の値まで年度ごとに均等に減少させた値
7,015TJ 令和3(2021)年度実績値	5,844TJ 令和9(2027)年度実績値	5,258TJ	東京都環境基本計画の「エネルギー消費量」の令和12(2030)年目標を参考にした値
635件	700件		平成31(2019)年度～令和5(2023)年度の実績平均値(635件)を1割上回る値
514g	484g		現状の推移により令和11(2029)年度に令和5(2023)年度比約1割程度減少させた値
37.6%	42.4%		令和16(2034)年度の総ごみ排出量と総資源化量から40%程度に上昇するものと想定した値
11,376t	10,445t		令和11(2029)年度に令和5(2023)年度比約15%程度減少させた値
100%	100%		資源と燃やせないごみの安定した適正処理に必要な値
100%	100%		燃やせるごみの安定した適正処理に必要な値
—	80.0%		令和6(2024)年度のたちむにいフェスタ・環境フェアの実績を概ね維持することを見込んだ値
194.38ha	170ha以上		相続の発生に伴う減少は避けられず、令和6(2024)年度当初の状況も踏まえて設定した値
114件	120件以下		増加傾向にある外来種について、概ね現状以下にとどめることを目指した値
0件	0件		長年、理想的な状況である0件が続いていること、今後も維持していくことをを目指した値
0.24%	0.1%程度		低位安定した状態を維持することを目指した値
—	90.0%		令和6(2024)年度のたちむにいフェスタ・環境フェアの実績を概ね維持することを見込んだ値
80.9% (平成31(2019)年度～令和5(2023)年度平均値)	85.0%		一時的な上昇ではなく、行動変容につなげるため一定の水準を維持・継続していくことが重要であり、過去の実績や直近の状況を踏まえた値
—	45回		過去の実績の最大値を参考にして、毎年同程度開催することを見込んだ値
28校・園	38校・園		2校・園/年程度増加することを見込んだ値

5 立川市環境基本条例

○立川市環境基本条例

平成10年3月26日条例第16号

改正

平成12年7月24日条例第46号

立川市環境基本条例

立川市環境保全条例（昭和47年立川市条例第25号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- （1）公害の防止に関すること。
- （2）緑地、河川、土壤、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。
- （3）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- （4）人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- （5）良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- （6）資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- （7）地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとす

る。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資るために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境配慮指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての調整等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第9条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための適切な施策を講ずることができるものとする。

(公害に係る措置等)

第10条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（支援的措置）

第13条 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置がとれるよう支援に努めるものとする。

（環境の監視、測定等）

第14条 市は、大気の汚染等環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定を行うものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（情報の収集等）

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、環境の保全等に関する情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

（国等との協力）

第16条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力し、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全等の推進）

第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（環境審議会）

第18条 法第44条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

（1）市民 12人以内

（2）学識経験を有する者 5人以内

（3）事業者 5人以内

（4）関係行政機関の職員 5人以内

（5）削除

（6）市長の部内の職員 1人

5 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

6 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 審議会は、会長が招集する。

10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同年8月1日から施行する。

2 この条例による改正前の立川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第25条に規定する立川市環境審議会は、平成10年7月31日まで存続するものとする。

3 旧条例第20条から第24条までの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成12年7月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

あ行

用語	説明
ウェルビーイング／高い生活の質 (Well-being)	ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉で、世界保健機関 (WHO) では、「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介している。 国の第六次環境基本計画では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標として掲げている。
エコアクション 21	中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。
エコステージ	認証制度による環境マネジメントシステムの規格のことで、「環境経営システム」導入の〈エコステージ 1〉から、CSR実現の〈エコステージ 5〉まで、5段階のステージを備えている。
エコセメント	ごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。廃棄物を大量に使用することで循環型社会の形成に貢献することが期待されており、グリーン購入法における特定調達品目に選定されている。
エコチューニング	エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより業務用等の建築物から排出される温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。
エシカル消費	エシカルとは、「人や地球環境、社会、地域におもいやりのある考え方や行動」を意味し、消費者それが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、社会的課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
温室効果ガス	太陽からの放出される熱を地球に閉じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類としている。

か行

用語	説明
カーボン・オフセット (carbon offset)	日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

か行

用語	説明
カーボンクレジット (carbon credit)	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。
カーボンニュートラル (carbon neutrality)	二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。
海洋プラスチック	日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、雨や風に流され、河川などを経由して海域に流出するプラスチックごみのこと。 海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。
外来種	国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物種。 外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものなどを「侵略的外来種」と呼ぶ。
環境基準	環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもの。
環境基本計画	平成5(1993)年に制定された環境基本法第15条に基づいて、国や地方自治体が定める環境保全に関する基本的な計画のこと。長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定される。
環境基本法	平成5(1993)年に制定された環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律。 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることなどが定められている。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるため行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

か行

用語	説明
環境行動	<p>より良い環境や社会の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していく行動のこと。</p> <p>環境行動は、環境負荷に配慮した商品を選択する「消費行動」、政治等へ意見を述べる「政治行動」、学校や地域において、環境のためにどのような行動を取るべきかを啓発する「説得行動」、環境美化活動や自然再生活動などの環境に直接働きかける「環境管理行動」の4つに分類されている。</p>
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。
環境マネジメントシステム	事業組織が環境負荷低減を行うための管理のしくみ。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行うしくみで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。
涵養	雨水などが土中に浸透すること。近年、涵養機能を持つ森林や農地が減少し、市街地では表面がアスファルトやコンクリートに覆われていることにより、雨水等が地下にしみこまなくなり、地下水位の低下、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。
緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。
気候変動適応法	気候変動への適応の推進を目的として平成30(2018)年に制定された法律。気候変動による悪影響を最小限に抑えるための、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供などが定められている。
グリーンインフラ (green Infrastructure)	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。
グリーン経営認証	環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者に対する認証制度で、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うもの。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成13(2001)年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

か行

用語	説明
コーポレート・ガバナンス	組織の運営を支える規範やルール、プロセス、文化等を総称する言葉。企業の内部統治や監査機能等を指す。
固定買取価格制度（FIT）	国が定める要件を満たす太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれかの新規の再生可能エネルギー発電設備において、発電した電気を電力会社などに一定の価格で一定の期間にわたり売電することができる制度のこと。主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。

さ行

用語	説明
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用可能なエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
次世代自動車	運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、令和12（2030）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。
自然共生社会	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。
持続可能な開発目標（SDGs）	平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。
循環経済（サーキュラーエコノミー）	従来の2R+Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。
食品ロス	売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

さ行

用語	説明
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患。
生態系	空間に生きている生物 (有機物) と、生物を取り巻く非生物的な環境 (無機物) が相互に関係しあって、生命 (エネルギー) の循環をつくりだしているシステムのこと。
生物多様性	生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念である。 生物多様性条約など一般には、 ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性 ・様々な生物種が存在する＝種の多様性 ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性 という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。
生物多様性基本法	平成20(2008)年に制定された生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。 生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、国、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務などが定められている
ゼロエミッション	平成6(1994)年に国際連合大学が提唱した「廃棄物のエミッション(排出)をゼロにする」という考え方。提唱された当初は、経済活動から排出されるあらゆる廃棄物をゼロする考え方であったが、現在は、脱炭素やカーボンニュートラルの文脈においても使用されるようになっている。

た行

用語	説明
脱炭素(社会)	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量をなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。
地域循環共生圏	国の第五次環境基本計画で掲げられた持続可能な社会の姿で、都市、地方の地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。 地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカルSDGs」とも呼ばれている。
地球温暖化	地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

た行

用語	説明
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的な事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	平成10（1998年）に制定された地球温暖化による地球環境への深刻な影響を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減と吸収作用の保全・強化を目的とした法律。地球温暖化対策に関する基本方針、地球温暖化対策に対する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などが定められている。
地球温暖化対策報告制度	中小規模事業所を都内に設置する全ての事業者が、簡単に二酸化炭素排出量を把握でき、具体的な省エネルギー対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告する制度のこと。
デコ活	2050年カーボンニュートラルや令和12（2030）年度二酸化炭素削減目標の実現に向けて、国・消費者・企業・自治体・団体などの行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動のこと。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素を減らす環境に良い活動という意味が込められている。
適応策	気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。
電力排出係数	電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標のことで、電気事業者ごとに火力発電の燃料や再生可能エネルギーの割合などに違いがあることから、電気事業者ごとに電力排出係数は異なる。
特定外来生物	平成16（2004）年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

な行

用語	説明
ナッジ理論	ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法のこと。具体的には、罰則やインセンティブなど行動を制限したり限定したりせず無意識下に働きかけて、本人が良い選択ができるように後押しする。

は行

用語	説明
ネイチャーポジティブ (nature-positive)	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、世界的なシステム全体の変化や社会経済の変革が必要であり、産官学・NGO等の連携が必要とされている。
パリ協定	平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。 世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」ことなどが盛り込まれている。
ひと涼みスポット	熱中症対策の一環として、市の施設や市内の事業者の協力のもと、暑さや疲れを感じた場合に、気軽に立ち寄ってひと涼みできるスポットのこと。
フードドライブ (food drive)	家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。

ま行

用語	説明
マイ・タイムライン (my timeline)	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの。

ら行

用語	説明
緑被率・緑視率	「緑被率」は、ある地域又は地区における緑地(被)面積の占める割合のことで、平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。 「緑視率」は、人の視界に占める緑の割合のことで、街路樹や生け垣、壁面緑化など、まちなかで目に見える緑の存在を把握するための指標である。
レジリエント(resilient)	もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況に対して「うまく適応しながら成長する能力」を表す。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

A～Z・数字

用語	説明
C O P (Conference of the Parties)	締約国会議の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてC O Pの後に数字が入る。
I S O 14001	国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が定める組織が環境に配慮した活動を、継続的に推進するしくみを定めた国際規格のこと。
P F A S	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「P F A S」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。 P F A Sの中でも、P F O S (ペルフルオロオクタンスルホン酸) は、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、P F O A (ペルフルオロオクタン酸) は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使用してきた。 これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
Q O L (quality of life)	「人生の質」、「生活の質」などと訳されることが多く、一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた『生活の質』のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということを尺度としてとらえる概念のこと。
V 2 B (Vehicle to Building)	電気自動車 (E V) に蓄えた電力を企業のオフィスや工場等に給電するシステムのこと。利用するためにはV 2 B対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力をオフィス等で使用可能な交流電力に変換するE V用パワーコンディショナーが必要となる。
V 2 H (Vehicle to Home)	電気自動車 (E V) に蓄えた電力を家庭等で利用するシステムのこと。利用するためにはV 2 H対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換するE V用パワーコンディショナーが必要となる。
Z E B (Net Zero Energy Building)	Net Zero Energy Buildingの略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となるビルのこと。 現在、Z E Bの実現・普及に向けて、Z E B、Nearly Z E B、Z E B Ready、Z E B Orientedの4段階に定義されている。

A～Z・数字	
用語	説明
ZEH (Net Zero Energy House)	Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。
30by30目標	生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として令和4（2022）年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ。 令和12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
2R+R	循環型社会を形成していくためのキーワードで、立川市では「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」のごみの発生抑制の行動を基本とし、加えてごみとして排出されたものを再生利用する「Recycle（リサイクル：再生利用）」も重視すると定義している。

立川市第3次環境基本計画
令和7（2025）年6月発行

発行 立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町1156 番地の9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-524-2603
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 環境資源循環部環境対策課